

## 第七章 鎌倉時代の社会と文化



真光寺の一遍上人御廟

- 第一節 承久の乱
- 第二節 荘園公領制の世界
- 第三節 流通経済の進展と悪党
- 第四節 中世仏教の展開と変容

## 第一節 承久の乱

### 1 後鳥羽院政

後鳥羽院 文治元年（一一八五）以来の公武間の冷戦状態は、建久元年（一一九〇）十一月の頼朝上洛に  
政の成立 よって終結した。前年に奥州藤原氏を滅ぼして後顧の憂いを解消した頼朝は、挙兵以来初めて

上洛を果たし、後白河院との謁見・和解を遂げて右近衛大将に任ぜられた。この時頼朝は日本国惣追捕使・  
総地頭の地位を確認され、鎌倉幕府が全国の軍事・警察権を掌握して王朝を警護する役割を担うに至った。  
これによって、全国家内における鎌倉幕府の位置と役割が明確化され、公武両政権の関係も一応の安定を見  
ることになる。その二年後の建久三年三月、後白河院は六十六歳で没した。

当時後鳥羽天皇は十三歳に過ぎなかったため、頼朝の支援を受けていた摂政九条兼実が政治の実権を握っ  
たが、建久七年の政変によって旧後白河院側近である源通親等が政権を奪った。しかし、その通親の専制も  
長くは続かなかった。建久九年正月、十九歳で通親の外孫である第一皇子の為仁親王（土御門天皇）に譲位  
した後鳥羽は院政を指向し、翌建久十年、頼朝の死去を機に九条家以下親幕府派を一掃しようとした通親の

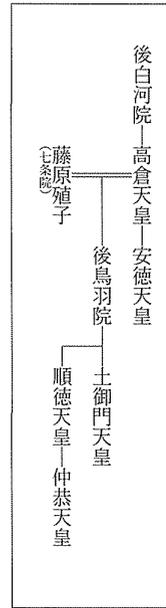


図48 後鳥羽院関係系図

や政治の主導権は院に移行していたのである。

この後鳥羽院は、福原遷都の最中の治承四年（一一八〇）七月、高倉院の皇子として京で生まれている。母は院近臣藤原（坊門）信隆の女殖子で、のちの七条院である。兄安徳が平氏一門とともに西走した後の寿永二年（一一八三）八月、彼は親王宣下も受けず三種の神器もないままに、後白河院に擁立されて踐祚した。先述のごとく神器のうち宝剣は壇ノ浦合戦で失われ、ついに天皇の手にもどることはなかった。武力を象徴する剣を有さなかったことが、彼の終生の負い目になったとされ、強引に承久の乱を惹起したことも関係するものと考えられている。

後鳥羽院は、先に触れた親幕府派の擁護が明示するように、院がすべての公家を統率しその上に君臨することを理想としていた。さらに、寺社権門・鎌倉幕府以下の武家をも院の下に従属させようとする雄大な政治構想を抱いていたと考えられる。たとえば、三代将軍となった実朝に近臣坊門信清の女を嫁がせて姻戚関係をつなぐはじめ、和歌の指導などを通して服属させたのは、その表れである。また、文化面でも貴族政治全盛期を理想として、後述する『新古今和歌集』の編纂に代表されるように文芸の興隆に努め、公家政

計画を排し、兼実の嫡男良経を左大臣に昇進させる等、親幕府派を擁護した。この頃、通親は院について「今においては、我が力及ばず」（『明月記』正治二年二月九日条）と述べており、もは

権の復権を目指したのである。反面、摂関以下の公卿の無力化にともない、政務がわずかな側近と女房等を中心として推進されたため、院の独裁や恣意的な性格がより濃厚となった点は否めない。こうした院の独裁を可能としたのが、西面さいめん以下の側近の武士たちであった。

彼らの多くは鎌倉幕府の御家人であり、後鳥羽院は官職の授与を通して彼らを主従関係に組み込んでいったのである。その中には大内惟義これよし父子や惟義の弟平賀朝雅といった源氏一門に属する幕府の有力者も含まれていた。これはちようど後白河院と源義経の関係の再生産ということができるが、頼朝死後の混乱期を迎えていた幕府は、そうした結合を禁じることはできなかった。ここに朝廷の政務に介入できない、当時の幕府の限界が見出される。また、惟義が後述するように摂津せつ以下数カ国の守護であったほか、承久の乱当時播磨はりま守護であった後藤基清や近江おうみ守護佐々木広綱等、西国の守護の多くが院の側近に組織されていたことも注目される。

このうち、神戸市域と密接な関係を有した播磨守護後藤基清と摂津守護大内惟義・惟信これのぶ父子について取り上げることにしたい。

#### 播磨と摂

#### 津の守護

まず播磨の守護となった後藤基清について検討を加えることにしよう。彼は、建保二年（一二二一）以前から承久の乱で処刑されるまで、播磨の守護の地位に就いていたと見られる。基清は藤原秀郷流の出身で、東国武士の出身ではなく元来京を本拠とする武士であったため、頼朝の御家人に加わったのは屋島合戦以後のことである。彼は壇ノ浦合戦後に頼朝に無断で任官して叱責を受けるなど、御家人となった後も京の貴族との深い繋がりをもっていた。

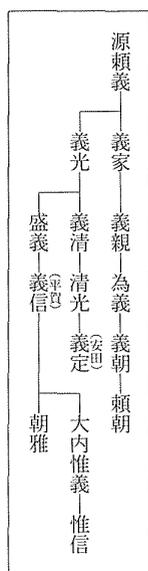


図49 大内惟義関係系図

後鳥羽院政期、基清は院の命令で悪僧の防御や犯罪者の追捕に出撃し、院と密接な関係を有する存在でもあった。また建保（一二三〜一九）の頃、播磨は後鳥羽院の知行国となっており、このことも基清が就任から間もない小山朝政に代わって播磨守護の職を与えられたことと決して無関係ではないだろう。和泉・紀伊両国の守護職が後鳥羽院の熊野詣の費用捻出のために院に委譲されたこと、また基清に限らず、近江の佐々木広綱や、後述する撰津・丹波等の大内惟義・惟信父子のように、畿内周辺の守護職が後鳥羽の側近によって占められていること等も、こうした役職が院の意向によって左右されていたことを物語る。またかかる院の姿勢から考えて、畿内周辺の武士の多くが院に組織されていたことは疑いないだろう。

次に撰津守護であった大内惟義についてふれることにする。北条時定以後の撰津守護については長らく不明であったが、田中稔は「醍醐寺所蔵諸尊道場観集紙背文書」の分析を通して、鎌倉初期に在京御家人として活躍した大内惟義が撰津の守護の任にあったことを明らかにした。

田中は、駿河前司であった惟義が殺人事件を起こした撰津の住人の追捕を依頼されていることから、彼が守護職権の一つ殺害人の検断に当たったものとして守護であったことを確認したのである。また同文書には

後鳥羽院から撰津国における狼藉鎮圧を命ぜられたものもある。残念ながら、これらの文書の年は不明で、惟義の守護在任時期を明確にすることはできないが、ただ彼は建保二年頃に駿河守を辞したと考えられる

ことから、上の活動は建保年間のものに見られている。

この惟義は八幡太郎義家の弟義光の曾孫にあたり、本来は信濃を拠点とする源氏一門の武士であった。父の義信は平治の乱において義朝に従った経験をもち、早くから頼朝に仕えるとともに、その深い信頼を得ていた。元暦元年（一一八四）に範頼等とともに頼朝から受領に推挙され武蔵守に就任したこと、妻が頼家の乳母に選ばれたこと、実朝の元服で義信が一族を代表して加冠の役を勤仕したことなどはそのあらわれといえる。

一方、惟義の史料上の初見は元暦元年の一ノ谷合戦で、同年には伊賀国守護に任ぜられて平氏の残党等を追捕し、文治元年（一一八五）八月には義経等とともに受領に推挙されて相模守に就任している。武蔵守である父と並んで幕府の枢要の地の国守を占めたことになり、両者に対する頼朝の信任の厚さが窺われる。

惟義は正治元年（一一九九）に頼朝が没した後は在京活動が多くなり、後鳥羽院の側近の在京御家人としても活躍するようになる。そしてこの間、源平争乱以来守護をしていた伊賀・伊勢兩國にかわって、摂津のほか美濃・越前・丹波と、畿内やその周辺の諸国の守護を多く兼任するようになったのである。こうした諸国の守護は荘園領主との交渉も頻繁であったと考えられ、彼が幕府のみならず院以下の公家政権にも信任されていたことを物語るものである。

その後、元久二年（一二〇五）には、北条時政の婿で京都守護となっていた弟平賀朝雅が、時政とその子義時・政子との対立に巻き込まれ京において追討されたが、惟義の立場に変化はなかった。惟義は建保七年（一二二九）正月、鎌倉において源実朝の右大臣拝賀に随行して以降は活動の記録がなく、その直後に死去し

たものと考えられる。そして摂津の守護は男惟信に継承されることになったと推察されるが、彼は承久の乱で京方となつて敗北する運命にあつた。

歌枕と有

馬温泉

後鳥羽院の強力な主導権の下で、貴族社会の文化も復興を見せることになる。とくに文芸面では、有名な藤原定家や同家隆を頂点とする歌人たちが輩出して歌壇が隆盛を迎え、後鳥羽院政下における彼らの活躍は『新古今和歌集』に結実することになる。この時期、再び須磨の浦を中心に神戸市域は和歌の素材となつたし、また実際に当地を訪れる貴族たちも少なくなかつた。以下、後鳥羽院の下、東の間の繁栄を謳歌した貴族たちと神戸市域との関係についてふれておくことにしよう。

周知のごとく『新古今和歌集』は、後鳥羽院の命で元久二年（一二〇五）に完成した勅撰和歌集で、院はすでに建仁元年（一二〇一）に和歌所を設置するとともに、定家、家隆、源通具、寂蓮といった多くの歌人を集めて古今の名歌を蒐集させ、千九百首に及ぶ和歌集を作り上げた。和歌の採否については最終的に院自身が決定に当たっており、承久の乱によって隠岐に配流された後も補訂を続けたほどであつた。院のこの和歌集に対する執念と思入れが窺われよう。末法思想によつて末代とされ、武士の前に公家政権の衰退が明らかとなつていた当時、聖代とみなされていた醍醐天皇の延喜年間（九〇一〜二三）に成立した『古今和歌集』に匹敵する和歌集を撰集することに、内乱で荒廃・衰退した貴族政権を復権させる意図が込められていたことはいうまでもない。

『新古今和歌集』で取り上げられた神戸の歌枕は、やはり須磨の浦が中心で、その数は十首に及んでおり熊野・富士に次ぐ数である。また、須磨の浦が取り上げられる回数も『源氏物語』の影響から平安後期に増



写真53 須磨の風景（須磨区）

加してくるが、この十首という数は八代集の中で『千載和歌集』の九首を凌いで最大となっており、当時も同地に貴族が強い関心を寄せていたことを物語っている。この中に定家の作品としては巻第十二「恋歌二」に「すまの海士の袖にふきこすしほかぜの なるとはすれどてにもたまらず」、また巻第十六「雑歌上」に「もしほくむ袖の月かげおのづから よそにあかさぬすまのうら人」の二首が見える。

このほか、神戸市域を歌枕とした作品には、生田森を詠じた家隆の「きのふだにとはむとおもひしつこの いくたの森に秋はきにけり」（巻第四秋歌上）、須磨の関を詠んだ慈円の「すまの関ゆめをとほさぬ波の音を おもひもよらで宿をかりけり」（巻第十七雑歌中）等がある。もっとも、第五章で取り上げた撰関時代の作品と同様、これらの作品の大半は実際に現地で作成されたわけではなかった。事実、二年後に後鳥羽が建立した最勝四天王院御堂の障子

絵作成を命ぜられた定家は「もとより洛外を見ず」と称している（『明月記』建永二年五月十四日条）。

とはいえ、当時歌壇の中心にあった定家が、歌枕の地に深い関心を有したのは当然であった。この最勝四天王院の障子絵作成に際して、定家は全国の歌枕の地を題材とすることを提唱し、その中に摂津・播磨の景勝地も取り上げている。市域でその対象となったのは布引滝、生田、須磨の浦の三方所である。

この内、須磨等を担当した画工兼康が、名所は代々伝わった説で描く

が、須磨・明石は遠くないので現地を見て描きたいと申し出たのに対し、定家も作成期間は限られているものの、現在・将来にとって悲しむべきは誤った風景であるとして下向を許可している(同上五月十六日条)。彼の歌枕の地に対する関心の深さが窺われよう。

一方、その定家自身も神戸市域を訪れている。彼の日記『明月記』によると建仁三年(一一〇三)七月、元久二年(一一〇五)閏七月、建暦二年(一一二二)正月の三度にわたり有馬温泉に赴き、一週間程度滞在していた。彼は、京から神崎まで水運を用い、以後毘陽野から武庫山を通って有馬に向っている。

三度のうち、最初の時には彼は有馬のある上人の坊を宿舎としていた。ここの風景は「高山に対し遠水を望む」という幽玄なもので、さらに定家は岩道を越えて高さ三丈程の奥滝を見物し「女体権現」に詣でたりしている。二回目には「上人の湯屋」が混雑していたため、別の宿所に湯を運ばせたとあり、「上人の湯屋」が旅館に類する機能を有したことが窺われる。また同地で彼は官人・僧侶等、多くの人々と対面しており、有馬が湯治の場として重視されていたといえよう。なお、この定家のほかにも、承久三年(一一三二)に慈円が有馬に赴いた記録がある。

また、貴人が市域を訪れた事例としては、先にもふれたように建永二年(一一〇七)二月、後鳥羽院の念仏禁止によって土佐に配流された法然が経ヶ島、すなわち兵庫津に立ち寄り、多くの人々と結縁したと伝えられている。以後、兵庫は港湾として繁栄したこともあって、人々との結縁を求める高僧の来訪を度々見ることになるのである。

## 2 後鳥羽院の敗北

### 公武の対立

後鳥羽院のもとで貴族政権が再度隆盛の兆しを見せていたが、これと対照的に当時の幕府は激しい内紛が相次いでいた。京において後鳥羽院が独裁的な権限を振るった一因は、鎌倉幕府が内部の動揺によって介入できなかったことにあった。頼朝死後における幕府の動きは次のようなものであった。

正治元年（一二九九）の頼朝の死後まもなく、先述した梶原景時が没落したのをはじめ、建仁三年（一二三三）には、頼朝の長男頼家とその外戚比企一族が、頼家の弟実朝を擁立する北条氏と対立・衝突し、比企氏が滅亡、頼家も失脚した。その二年後には北条時政とその子政子・義時姉弟の抗争が発生して時政が失脚し、有力御家人畠山重忠や平賀朝雅が巻き込まれて滅亡している。さらに建暦三年（一二二三）には義時が

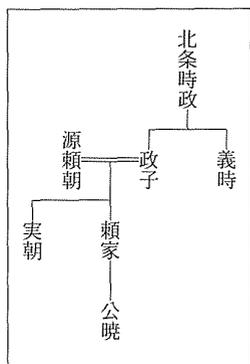


図50 将軍家略系図

侍所別当であった和田義盛を滅ぼすに至った。このように、十三世紀初頭の幕府はまさに血で血を洗う熾烈な抗争の連続で、京の政治に口出しする余裕などあるはずもなかった。

この間、後鳥羽院は三代将軍となった実朝に近臣坊門信清の女を娶らせたのを始め、和歌の指導等を通して彼を心服させていった。そして熊野参詣の経路である和泉・紀伊の守護を廃止させた

り、御家人に対する諸役の負担を強いていったのである。院に心酔する実朝は御家人等の反対にも関わらず、こうした要求の多くを甘受していった。やがて和田合戦によって執権政治が確立し、義時が政治の主導権を掌握すると、実朝の立場は院と執権・御家人の間に挟まれて苦しいものとならざるを得なかった。

こうした情勢を見た後鳥羽院は、実朝の官位を相次いで上昇させてその権威を高めるとともに、子供の間違った実朝の後継者として自身の皇子を下向させることにして、幕府政治に対する介入を企てるに至った。そうした最中の建保七年（一一一九）正月、右大臣昇進の拝賀に訪れた鶴ヶ岡八幡宮社頭において、実朝は甥の公暁に暗殺されてしまった。この結果、後鳥羽院は幕府に対する発言の窓口を失い、公武両政権の対立は決定的な情勢となった。

そして後鳥羽院は後継將軍の不在による混乱を幕府打倒の好機と捉え、前年に約束した皇子の下向を取り消すとともに、自身の愛妾である白拍子亀菊の所領摂津国長江・倉橋両荘（大阪府豊中市付近）の地頭廃止を要求して幕府に圧力を加えた。ちなみに、この両荘の地頭は執権北条義時自身であったと考えられている。しかし、幕府はこれに動ずることはなかった。親幕府派の公卿西園寺公経の斡旋で、左大臣九条道家の子三寅を迎えて將軍問題を解消するとともに、地頭の廃止を拒絶したのである。この対応を見た後鳥羽は、皇子や近臣を諸寺院に送り込む等、僧徒の武力の結集を図ったのははじめ、討幕に向けての準備を開始した。かくして、公武両政権の衝突である承久の乱を迎えることになる。

乱の経緯

承久三年（一一三二）五月、挙兵の意志を固めた後鳥羽院は鳥羽城南宮の流鏑馬揃えと称して諸国の武士を動員した。その数は千騎とも千七百騎ともいわれる。これに勢いを得た院は、ま

ず鎌倉幕府の京都守護で義時の外戚であった伊賀光季を血祭りに上げるとともに、親幕府派公卿西園寺公経父子を幽閉、そしてついに北条義時追討の宣旨を全国に下したのである。

『承久記』によると、この時に院の下に参集した武士の主力は、藤原秀康・僧尊長をはじめとする院の側近のほか、やはり側近であると同時に西国守護を兼ねていた大内惟信・後藤基清・佐々木広綱以下の有力御家人たち、大番役で在京していて側近となっていた三浦胤義等、そして畿内・周辺諸国の武士などであった。

以上のうち、大内惟信は先述のごとく惟義の子で、当時守護が父子相承であったことを考えると、彼が摂津守護であったと考えられる。また基清は先述のごとく播磨守護であった。すなわち、神戸に関わる両国の守護はともに後鳥羽院の下に参戦したのである。また摂津の渡辺党の源翔や、播磨の武士の名も見えるが、神戸地域の武士は見られない。ただ、後述するように、輪田荘に新補地頭が補任されていることから、市域に属する同荘の武士が京方に参戦していたことは疑いない。

それとはともかく、有力御家人である西国守護が多く院方に参戦したことは幕府にとって予想外のことだったかも知れないが、しかし彼らは自身の郎従を動員しえたものの任国の御家人を動員することはできなかった。また寺社権門も参戦しなかったため、動員された武力は二万騎にとどまり、数の上で幕府方に大差をつけられることになる。しかも、そうした軍勢を統御する有能な指揮官にも欠けていた上に、義時追討が院個人の意志で始められただけに、多くの西国武士は幕府に敵意もなく、戦意にも欠けていた。

また、院は追討宣旨を下すことによって御家人の間に動揺が生じ、幕府が分裂することを期待していた。とくに北条氏と並ぶ有力御家人三浦義村に対し、院方となった弟胤義を通じて義時の追討を命じるなど院方

への協力を要請している(『承久記』)。しかし、追討宣旨が下されたにも関わらず、院が期待した御家人の動搖は生じなかった。とくに、北条政子が頼朝の恩を説いて御家人の結束を図ると、義村は真っ先に幕府に対する忠節を誓い、御家人たちもこれに従ったのである。かくして、幕府は御家人二十万騎を動員し、義時の長男泰時、弟時房を大将として上落させるに至った。ここに、乱の結果は事実上決定したのである。

京方は、院の知行国で国内武士の多くが院方となった美濃の木曾川付近を最初の防御線とした。『承久記』によると、院は秀康以下を美濃に派遣しているが、摂津守護と考えられる大内惟信も山道(東山道)の大将軍の一人として出撃し、武田信光以下の幕府軍と美濃国大井戸で合戦している。惟信は武田配下の智戸六郎を迎え撃ち、二五騎を討ち取ったものの、子息を討たれて戦線から脱落したという。

結局、京方の美濃の防御線を簡単に突破した幕府軍はたちまち京に殺到した。そして最激戦となった宇治川合戦で京方の守備隊を打ち破った泰時軍は、六月十五日に京に進駐するに至ったのである。追討の宣下からちょうど一カ月目のことであった。

#### 乱後の処置

幕府軍の圧勝を知った後鳥羽院は直ちに責任を側近に転嫁したが、幕府はこれを容赦しなかった。周知のごとく後鳥羽院は隠岐に、協力した皇子順徳院も佐渡さどに流され、そして非協力的であった土御門院つちみかども、自ら阿波に赴いた。さらに、即位したばかりの仲恭天皇も讓位さざに追込まれた。治天の君が臣下である幕府によって配流されるという、前代未聞の事態が発生したのである。

『承久記』によると、後鳥羽院は七月十三日、幕府の御家人伊東祐時の監視の下、罪人を送ることを意味する逆輿に乗せられ、わずかな供人とともに配所に向かった。一行は、院が離宮を造営した水無瀬みなせ、そして

明石を通過して播磨に抜けたという。したがって、当然須磨も經由したことになるが、和歌に対し深く執心していた院は皮肉にも失意のどん底で名高い歌枕の地を目の当たりにしたのである。残念ながら、その時の院の感慨を伝える史料は今日残っていない。

幕府の処置は厳しく、乱の計画に加わった公卿たちさえも極刑に処した。まして、京方となった武士に重罰が加えられたのは当然であった。いったん行方をくらました藤原秀康をはじめ、佐々木広綱以下の武将たちはすべて捕らえられて斬首された。そして播磨守護後藤基清には、自身の子基綱に斬首されるという過酷な運命が待っていた。ただ、大内惟信は逃亡して追捕を逃れ、七年後に捕らえられたが配流に留まったという。

これによって当然両国の守護は交代することになる。まず、摂津では六月二十五日に長沼宗政が任命されている。彼はかつての播磨守護小山朝政の弟で、兄とともに志田義広の拳兵鎮圧等に活躍し、承久の乱では泰時・時房とともに上洛していた。ただ、彼の承久の乱における功績等は不明で、補任の経緯は分からない。同時に摂津国藍莊（有馬郡、現三田市）の地頭にも補任され、さらに七月には淡路の守護にも補任されている。しかし、摂津守護は間もなく安達景盛に交代しており、宗政の在任は短い期間に終わった。以後、摂津守護は野本時員を経て、鎌倉後期には北条氏の手に移っている。

一方、播磨については、承久三年（一二二二）閏十月に安保右馬允に守護使乱入の禁止が命ぜられており、右馬允が守護であったと考えられる。右馬允の実名は実員とされる。この安保氏は武蔵七党に属する豪族で、承久の乱では泰時に率いられて宇治橋の合戦で奮戦し、一族から三人の戦死者を出したほか、実員

自身も負傷している。こうした戦功が播磨守護に任じられた原因であろう。もっとも、この安保氏が守護であった期間も短く、貞応二年（一二三三）には小山朝政が守護に復帰している。

一方、幕府は三千カ所といわれる院以下の京方の荘園を没収し、新補地頭を設置することによって西国に対する影響力を強めたが、市域の地頭については先にふれた輪田荘の事例以外不明である。

この新補地頭はもとより、西国の御家人を統率し朝廷の動向を監視する六波羅探題の設置等を通して、西国は幕府の強力な支配下に入ることになる。また公家政権の敗北はその権威を失墜させて武士の乱暴・無法を横行させることにもなる。以後、神戸市域の社会も大きく変容してゆくのである。

## 第二節 莊園公領制の世界

### 1 莊園の分布と概要

莊園公領制とは、中世の統治制度の中で特に税制に着目してつけられた名称である。主に三位以上の上級貴族（家政機関としての政所の設置が公認される階層で武士も含む）や国家と関わり

の深い大寺社に対して、百姓の出す年貢や公事（こくじ）を取得する権利が国家から公認された土地が莊園で、それ以外の土地が公領である。公領の税は一応國衙（こくが）に納めることになっていたが、実態は國衙の在庁官人（ざいちようかんじん）たちが公領を分割管理しながら、税収の何割かを得分として自分たちの収入に充てていた。摂津（せつづ）や播磨（はりま）のような一國ごとの莊園と公領（國衙領）の比率は、地域差や時代差はあるが、おおよそ六対四ないし七対三であったと見られていて、量的には莊園が優勢だった。

このように、莊園は全国的に散在しており、その領主もまちまちだったが、その内部構造や徴税の仕組みは、どの莊園も似たようなものであった。なぜだろうか。それは、中世の徴税制度の多くは、首都京都や國衙領、あるいは王家領莊園で先駆的に実施され、それがやがて一般莊園に広がっていったものだからである。

第二節 莊園公領制の世界

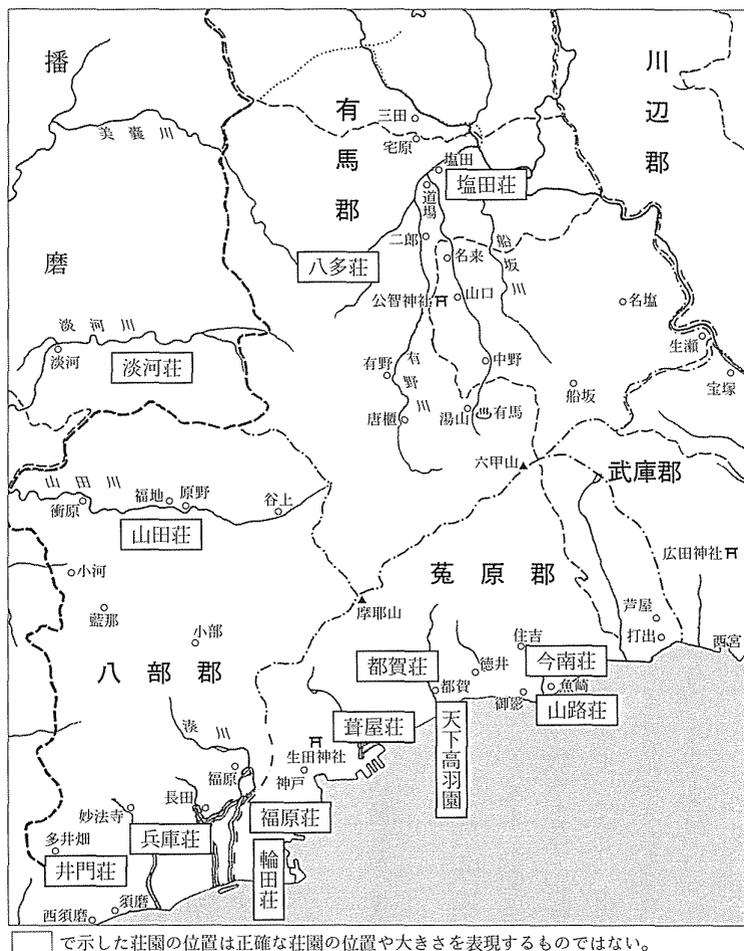


図51 神戸市域の荘園（摂津国）（竹内理三編『荘園分布図』をもとに作成）

たとえば在家ざいけという徴税制度は、平安時代に首都京都の東市ひがしのいちで始まって、その後国衙領で採用され、各地の荘園に拡がっていった。名なづという徴税制度も、平安時代後期に国衙領で始まって、荘園に拡がっていった制度である。このように、首都京都・国衙領・王家領荘園から一般荘園へという順序は、中世的な国家制度や徴税の仕組みを研究する上での重要度の序列でもある。しかし中世史料は、研究に必要な順序では残っていない。たとえば、徴税制度の史料について言えば、首都京都や国衙領の税関関係を明示する史料はあまり残っていないのである。各地の荘園を考察する意味は、第一義的には地域社会を復元することにあるが、中世史研究においてはそれは同時に、地域社会から国家や王権の本質をつかみ取る点でもある。配くわいっておかねばならない。

では、鎌倉時代に確実にその存在が確認できる神戸市域の荘園と公領を、史料に基づきながら概観してみよう。

#### 摂津国菟

山路荘やまじ（山道荘）は、東灘区に存在した荘園で、応徳元年（一〇八四）頃に今南荘いまのみなみとの間で権

#### 原郡

利争いをしていた記事が、左大臣源俊房の日記『水左記』にみえる。領家は右大臣藤原俊家から孫の太政大臣伊通いづなに伝えられた。文永二年（一二五）五月の源某あるが行状によれば、北野社の執行しやうぎやうであった永勝が彼の祈師であったことから、山路荘は同社の正月修正会しむじやうえ役を負担しており、山路荘での修正会奉行権は、永勝から弟子の覚禪、有禪、永源、親禪へと五代にわたって師資相承されてきた。しかし親禪の代になると、親禪から子孫への相伝を認める要求が出され、それが特別に認可されている（『鎌倉遺文』〔以下、鎌〕九二九四）。なお、山路本荘と山路加納荘かのう（本来は国衙領的性格を併せ持つ所領）が、正和年間（一二二一）

一七)に伏見上皇から春日社へ大般若経并神供料所として施入(寄進)されている。

今南荘は、前述のように応徳元年頃に山路荘と相論しており、山路荘の近辺に存在していたと考えられる。十三世紀前半に作成された宣陽門院所領目録(鎌三二七四)にその名がみえる。宣陽門院とは後白河院の娘の観子内親王のことで、建久二年(一一九二)に院号宣下をうけ、その翌年に後白河から莫大な莊園群を伝領した人物であり、今南荘はこの王家領莊園群である長講堂領莊園の一つである。

都賀荘は、灘区にあった撰関家領莊園である。正治二年(一一二〇)正月十日の春日祭雜事定文によれば、正月三日から五日にかけての大和春日社参詣において、都賀荘は四日の夕方に行われる行事に使用する秣を負擔している(鎌一〇九八)。

天下高羽園は、灘区高羽町付近に比定される石清水八幡宮領莊園である。保元三年(一一五八)十二月三日の官宣旨によると、石清水八幡宮と事実上一体の護国寺宿院の極楽寺領として書き上げられている(『平安遺文』(以下、平)二九五九)。高羽園とあるように、水田主体の莊園ではなく、本来は畠ないし果樹園として位置づけられていたようである。

葺屋荘は、中央区東部(旧生田川左岸)に比定される莊園で、長講堂領莊園の一つである。建久二十年十月の長講堂所領注文にその名が見えるが、この莊園が一年間にどのような公事・年貢を負擔していたかが具体的に記されている(鎌五五六)。それによれば、正月は元三雜事(三箇日の行事に必要な物品)として御簾・畳・垂布・砂、三月は法華八講(法華経を講説する法会)のために砂、五月は仕丁(雑用に従事する労働)として二人、六月と七月は門の兵士として六人、八月は彼岸会(彼岸の七日間に行う仏事)の御布施として六丈布、十

月は御更衣料として畳、十一月は御神祭神籬片具、十二月は御牛三頭の粥料として米三石六斗、これ以外に御外居の持夫（荷物運び）として長日役（長期にわたって従事する人夫役）一人と、移花（ツユクサの花の汁を紙に移した染料の素材）を負担することになっていた。荘園領主の年中行事や日々の活動に荘園の公事が機能的に組み込まれていた様子や、年間を通じて荘園領主側と荘民側とが密接に関わっていた荘園制の仕組みがよくわかる事例である。

#### 摂津国八

福原荘は中央区・兵庫区にあった平清盛の荘園で、後白河上皇に寄進された。治承・寿永の

#### 部郡

内乱で平家没官領となり、領有権は源頼朝から一条能保の妻（頼朝の妹）へ移り、最終的に一

条家へ伝領された。建仁二年（一一〇二）二月十四日に作成された、隣接する輪田荘の現状報告書（源能信・同種保申詞記）には、福原荘が輪田荘の浜を押領して、通行する者から津料（通行税）を取っていたことや、湊川に設けられていた輪田荘の管理する第三井手（井堰）が、前年に福原荘に抑留されたため、輪田荘の田地が干上がったことが記されている（鎌二一九〇）。いくつもの井手によって湊川から引かれた用水が、当該地域の農業の要であったことがわかる。正和二年（一一三三）八月の輪田荘西方地頭請年貢注文（鎌二四九六五）に、福原荘新押領分として七貫五〇〇文が記されているので、福原荘と輪田荘との相論は、鎌倉時代を通じて現地ではしばしば繰り返されたようである。なお、応長二年（一一三二）二月二十五日の史料によれば、福原荘の商人が兵庫関の商人とともに、伏見上皇の院宣を得て、兵庫関で問題を起こしている（鎌二四五三二）。

輪田荘は兵庫区和田岬付近にあった九条家の荘園である。この荘園については関係史料が数多く残されて

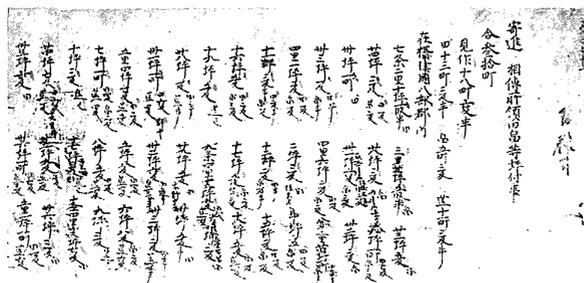


写真54 橋経遠寄進状 (九条家文書)  
(宮内庁書陵部蔵)

いて学問的にも価値が高いので、次項で詳述する。

小平野<sup>こひらの</sup>荘は兵庫区にあった荘園である。前述した建仁二年二月十四日の輪田荘現状報告書によれば、輪田荘内には、加地子<sup>かじし</sup>（年貢の一部）を小平野荘に出し、所当<sup>しやうとう</sup>（いわゆる年貢）を国衙へ出し、公事を輪田荘に負

担する小平野荘加納田が二町九段三〇〇歩存在していた。輪田荘に隣接していたと考えられる。

兵庫荘は、盛期には兵庫区から須磨区東部にかけて存在した広大な荘園で、平安末期は八条院領であった（平五〇六〇）。八条院は鳥羽天皇の皇女暲子内親王（母は美福門院得子）が応保元年（一一六一）に宣下された院号で、八条院領は暲子が父母から伝領した膨大な王家領荘園群であり、兵庫荘はその荘園の一つであった。長治二年（一一〇五）二月十日の橋経遠寄進状（輪田荘の基礎となった文書の一つ）に、「兵庫庄延定名」や「兵庫庄松枝名」がみえるので、初期の頃から公事や年貢徴収のために名編成がなされていたことがわかる（平補三二）。正和四年十二月五日の兵庫下荘白河車造田畠数惣目録にも、兵庫荘の名編成のありようがみえるが、その中に番頭免や職事免が挙げられているので、名主を統括する番頭や職事もいたらしい（鎌二五六七八）。なお、前述の建仁二年二月十四日の輪田荘現状報告書によれば、輪田荘内に兵庫荘加納田畠

が二一町二段あり、この田畠は所当と公事を兵庫荘に出し、輪田荘には加地子のみを出していた。輪田荘の下司兼公文であった源能信の語るところでは、かつて撰津国司と兵庫荘の預所が昵懇の間柄で、国衛の収納する所当を国司が兵庫荘の預所へ和与（財物・権利を無償で譲与すること）したのだという（鎌二一九〇）。八条院領が現地においても拡大していった様子の一端が知られる。

井門荘は長田区から須磨区にかけて存在したとみられる九条家領荘園である。前述の建仁二年二月十四日の輪田荘現状報告書に輪田荘を押し領した四カ荘の一つとしてあがっているのが史料上の初見である。建長二年（二二五〇）十一月の九条道家処分状には、新御領の一つとして「撰津国井門庄 関東」の文言が書き加えられており、鎌倉幕府から九条家へ伝領した所領であった（鎌七二五二）。なお、正安元年（二二九九）十一月の伴某田地寄進状には、「井門庄長田村」という地域名がみえる（鎌二〇三〇四）。鎌倉期の史料にあらわれる村の多くは、国衛領の所領単位としての村の系譜をひいているが、十三世紀末という時期を考えれば、この長田村は共同体的性格をもつ村に変容しているかもしれない。

山田荘は北区にあった荘園である。長元八年（二〇三五）の山田荘司等解が初見史料であり、それによると山田荘は撰津国と播磨国の境に位置していて、坂本連種とその仲間二人が、不善の輩を語らって荘内で悪事を働く事件が起きている（平五二七）。永万年間（一一六五～六六）頃に平清盛領となり（平三五二）、治承・寿永の内乱後、文治三年（一一八七）十月二十六日に源頼朝から京都六条若宮左女牛八幡宮に寄進された『吾妻鏡』十月二十六日条。弘安六年（二二八三）九月の山田荘若宮神主職補任状（『真史』一「林文書」一）、弘安八年七月一日の山田荘惣追捕使并山守職宛行状（同上三）によれば、山田荘の若宮神主職や惣追捕使并

山守職は、預所が進退権を持つ現地統括の重職だったようである。

撰津国右

馬郡 塩田荘は北区にあった莊園で、石清水八幡宮領であることが保元三年（一一五八）十二月三日

馬郡

の官宣旨にみえる（平二九五九）。塩田荘の鎌倉期の動向はよくわからないが、十三世紀前半に

作成されたとみられる石清水八幡宮文書目録によれば、保元元年十二月に、預所と思われる玄清に対して塩

田荘など複数の莊園の年貢弁済を命じる宣旨が出されている（鎌四四三〇）。

八多荘は北区にあった近衛家領莊園である。建長五年（二五三）十月二十一日の近衛家所領目録によれ

ば、元来冷泉宮保子内親王の所領であったが、院政期に撰関家領となっている。撰津国八多荘は、嘉禄三

年（二二二七）十一月二十五日に行われた普賢寺（山城国綴喜郡の観音寺）での三壇の阿弥陀護摩のうち一壇分

の費用を負担している（鎌七六三二）。

播磨国明

石郡 下端荘は垂水区にあった莊園で、養和元年（一一八一）十二月八日の後白河院 庁下文案で新

石郡

熊野社領の一つとして挙げられている（平四〇一三三）。しかし、治承・寿永の内乱勃発時には平

家領に組み込まれていたらしく、『吾妻鏡』建久三年（一一九二）十二月十四日条によれば、下端荘は撰津国

福原荘などとともに平家没官領となり、源頼朝からその妹（一条能保の妻）に譲られ、一条能保の子孫に伝

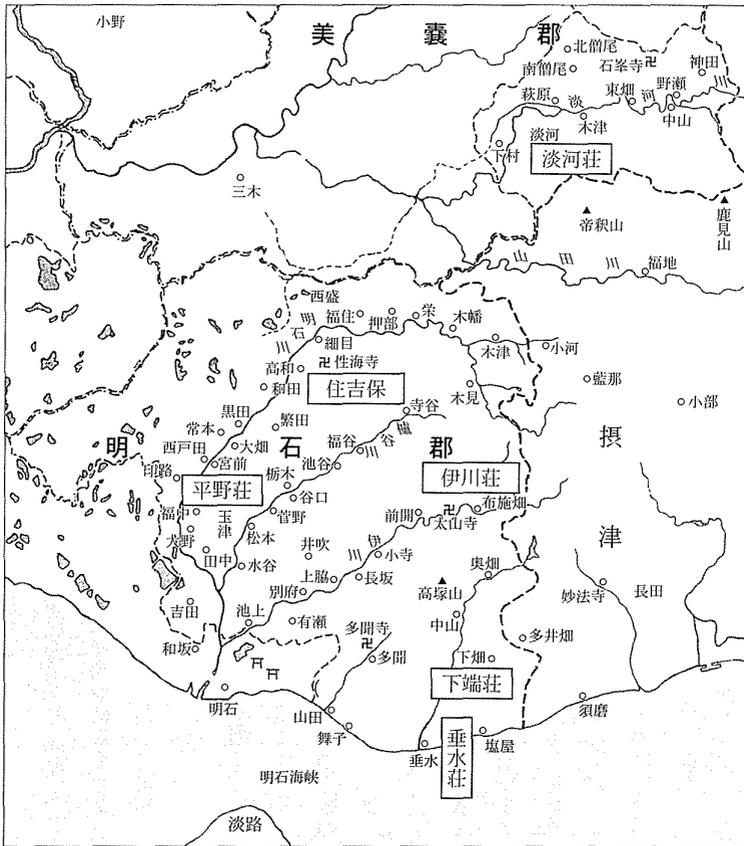
領されている。

垂水

荘は平安期に垂水区にあった莊園で、大治五年（一一三〇）三月十三日の東大寺諸荘文書并絵図等目

録に、明石郡垂水荘があげられており、東大寺領であった（平二二五〇）。東大寺は布に描かれた垂水荘の絵

図をもち、垂水荘の四至は東が寒川、南が南海辺道、西が垂水川、北が太山塚と記されており、三六一町の



で示した荘園の位置は正確な荘園の位置や大きさを表現するものではない。

図52 神戸地域の荘園（播磨国）（竹内理三編『荘園分布図』をもとに作成）

広さがあった。また、この垂水荘の領有権を証明する公驗（寄進状などの土地権利書）は、東大寺領赤穂郡石塩生荘（のちの赤穂荘）の公驗と共通しており、一通の文書に垂水荘と石塩生荘が併記されていた（平二二五六）。応保二年（一一六二）五月一日の官宣旨案によれば、この東大寺領垂水荘は東大寺領粟生荘・赤穂荘とあわせて、久安三年（一一四七）に、播磨国の国衙領であった大部郷の田地荒野と交換されており（東大寺領大部荘の成立）、この段階で垂水荘は国衙領に戻ったことになる（平三二一八）。鎌倉期の動向は不明で、弘安八年（一二八五）八月の東大寺注進状案には、赤穂荘や粟生荘などとともに垂水荘が書き上げられているが（鎌二五六七五）、これらを顛倒荘園（有名無実の荘園）とする説もある（『兵庫県の地名』）。

伊川荘は西区にあった荘園で、本来の荘園領主は不明だが、一ノ谷合戦後まもなく寿永三年（一一八四）五月に、梶原景時が地頭兼預所として太山寺へ一町二段の田地を寄進し、文治三年（一一八七）二月八日にも伊川荘内の荒野五町を太山寺へ寄進している（『県史』二「太山寺文書」〔京都大学〕四・七）。鎌倉期には伊川荘内の田地が信仰を集めていた太山寺へ寄進され、その多くが免田（税を免除された田地）化されるが、伊川荘が太山寺領になったわけではない。なお、伊川荘については、本節3項で再説する。

平野荘は西区にあった荘園である。暦仁元年（一一三八）十二月十四日の太政大臣藤原良平施入状によれば、平野荘は藤原良平から成恩院（寛喜年間（一一二九〜三三）に九条に移建された良平の御願寺）へ寄進されている（鎌五三三三三）。正和五年（一一三六）六月二十四日の後伏見上皇院宣案などにみられるように、鎌倉末期になると平野荘の悪党が問題化している（鎌二五八七五）。

住吉保は西区にあった国衙領である。寛元三年（一二四五）十二月の前太政大臣家（近衛兼経）政所下文に

よれば、性海寺領に住吉上保・下保の沙汰人と保民が許可なく入り込んで、炭焼きをしたり材木を取るなどの行為をして、訴えられている（『県史』二「性海寺文書」一）。住吉保については、3項で再説する。

#### 播磨国美

淡河荘は北区にあった荘園である。承久四年（一二三二）二月の領家下文写に「播磨国淡河

#### 靈郡

御庄」とあるのが、史料上の初見である（『県史』二「石峯寺文書」一）。建治二年（一二七六）頃

に比定される六月二十日の隆惠書状によれば、淡河荘は播磨国南端であり、摂津国北端の山田荘と境相論を引き起こしている（鎌一二三六七）。

## 2 輪田荘の形成と発展

#### 輪田荘の

#### 初見

ここでは比較的まとまった史料が残っており、成立の様子が分かる摂津国輪田荘を取りあげて、荘園の成立過程を詳しく見ていく。輪田荘の所在地は現在の兵庫区湊川神社から和田岬の沿岸地域にかけてと考えられているが、今はその面影もなく、正確な範囲は分かっていない。

史料上に輪田荘の名前が初めて見られるのは延久三年（一〇七一）のことである（『九条家文書』三三三〇）。後三条天皇は延久元年に荘園整理令を發布し、寛徳二年（一〇四五）以後に新たに立てられた荘園の停止を命じた。荘園領主ごとに荘園の権利を示す文書類を朝廷に提出させ、国司の注進状と合わせて、記録荘園券契所において個々の荘園の存続・停廃を審査したのである。この時、後三条天皇の妹である正子内親王の家領として輪田荘も審査の対象となっており、代々の国司免判（国司が荘園を認定した文書）五通を提出した

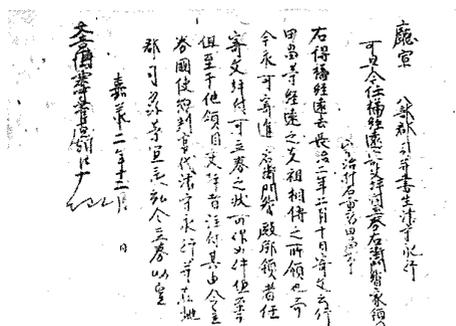


写真55 撰津国司宣（九条家文書）  
（宮内庁書陵部蔵）

結果、延久三年に本免田五町と荘司五人・寄人一〇人の臨時雑役の免除が再認定されている。

石重名田  
畠の寄進

それから三十年以上が経った長治二年（一一〇五）に、撰津国八部郡宇治村にある橋経遠という人物の所領石重名田畠三〇町が右衛門督藤原宗通に寄進された（同上二五二四）。この

所領は嘉承二年（一一〇七）に宗通の家領として立券され、撰津守菅原在良によって臨時雑役の免除が認め

られている（同上三三二）。寄進をうけた宗通は藤原北家の出で、

権中納言を兼ねる京都在住の公卿である。寄進は宗通の政治的権力によって所領を保護してもらったことを目的になされたのだろう。

橋経遠の寄進状にはこの三〇町の所在地を示す坪付が記されているが、坪付には「兵庫庄延定名外」「一段兵庫庄松枝名外」などの注記が見られ、三〇町が兵庫庄など領主の異なる荘園と入り交じった複雑な構成になっていたことが分かる。このような後のトラブルのもとになりそうな部分については、特に権利関係を明確にしておく必要があつて、注記が付けられたのであろう。

嘉承二年に宗通の家領として認定された時には輪田荘と何の関係もなかった石重名田畠三〇町は、後に正子内親王家領輪田荘と一体化し、全体として輪田荘と捉えられるようになる。そのことを示すのが、国司が田畠三〇町の立券を命じた文書の端裏部分に

書かれた「輪田券」の文字である。「券」とは荘園などの所領の領有根拠となる文書を指す。文書は通常左方から内側に折って巻くので、巻き終わると文書の右端の裏が表に出ることになる。したがって文書を保管する人は端裏部分に文書の内容を簡単に記してインデックスとしたのである。この端裏書が書き加えられた時には、石重名田島が輪田荘と一体化しており、石重名田島に関する文書が輪田荘の「券」と見なされるようになっていたのであろう。では、それぞれ全く別の経緯で成立した二つの所領は、いつどのようにして一体化したのであろうか。

最勝金剛院領 久安四年(一一四八)に、

輪田荘の成立 石重名田島の寄進をうけ

た宗通の娘で、摂政藤原忠通の妻である宗子の持仏堂として最勝金剛院が京都の法性寺内に建立され、堂供養が行われた(『台記』七月十七日条)。これにともなって最勝金剛院を支えるための荘園が忠通によって設定されている。近年の研究では、天皇・皇后・親王などの発願によって御願寺が造営される時に、その御願寺の必要経費を年貢として負担する荘園群が形成されること

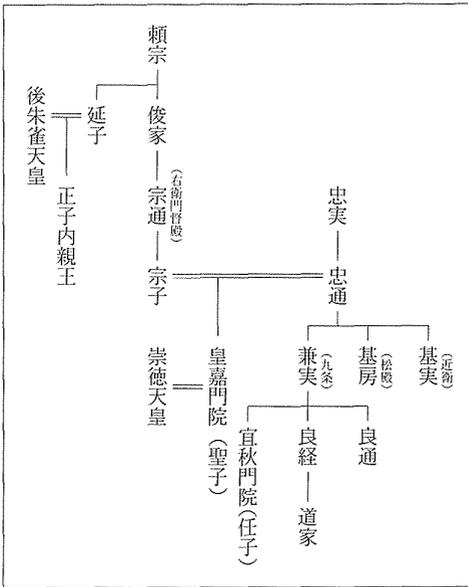


図53 荘園領主の系図

第二節 荘園公領制の世界

が明らかになされている。このような御願寺領は、寄進された免田や私領を中核にして立てられるが、寄進地がそのまま荘園となるのではなく、国司の協力によって周辺の国衙領が付け加えられて広大な面積の荘園になることが多かった。荘園を法的・制度的に認める手続きを立荘という。

建仁元年（一一〇一）の文書に「最勝金剛院領輪田庄」という文言が見られることから（同上二五二五）、御願寺領の場合と同様に、輪田荘も久安四年頃に正子内親王家領に由来する五町の本免田をもつ輪田荘を中核として、石重名田島などを包摂する形で最勝金剛院領として新たに立荘されたと考えられる。宗通の父俊家と、正子内親王の母延子は、共に藤原道長の子頼宗を父とする。正子内親王家領輪田荘は、どのような経過をたどったのかは不明であるが、宗通に伝えられ、石重名田島と共に娘である宗子に譲られていたのであろう。立荘当時の摂津守は、久安四年十月に補任された藤原重家であるが、彼は宗子の御給きゅうで従四位下に叙されるなど、宗子に親しい人物であった。輪田荘の立荘はこのような国司に支えられて行われたのである。

こうして二つの所領は最勝金剛院建立を契機に一体化した。新たに立てられた最勝金剛院領輪田荘は、八〇町を越える広大な荘園であり、正子内親王家領に由来すると思われる「続松免」と呼ばれる不輸免田五町のほかに、賦課の徴

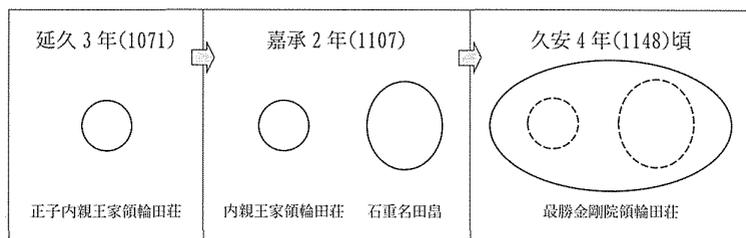


図54 荘園変化の概念図

収権者が異なる二つの部分から成っていた。輪田荘においては、官物・公事・加地子という性格の異なる三種類の賦課がかけられていたことが史料から分かるが、不輸免田ではこの三つすべての徴収権が荘園領主にあり、他に官物と公事を国衙に納めて加地子徴収権のみを荘園領主側がもつ部分、官物のみを国衙に納めて公事と加地子の徴収権を荘園領主がもつ部分があったのである（同上三三三）。荘園全体は均質ではなく、複雑な権利関係のもとにあった。全面的に不輸となった荘園を当時の言葉で「一円不輸」とよぶのに対し、こうした状態を「半不輸」といった。

**輪田荘の危機的状况** 最勝金剛院領といっても、最勝金剛院は輪田荘からの年貢を受け取るだけで、実質的な荘園領主権は宗子の夫の忠通から子孫に伝領されている。建仁元年（一二〇一）の史料によると、

輪田荘はその後、忠通と宗子の娘である皇嘉門院聖子に伝えられ、聖子から異母兄弟にあたる九条兼実に伝えられた（前出）。この間、輪田荘が安定的に経営されていたかというところではない。第五章第三節にあるように、応保二年（一一六二）には平清盛の使として安芸前司能盛が輪田荘をふくむ八部郡内の七カ荘を

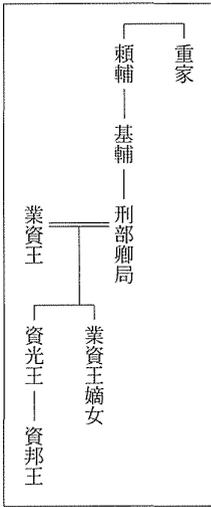


図55 預所基輔の系図

検注している。この後、平氏は滅亡まで八部郡一郡を知行していた。平氏滅亡後、七カ荘はそれぞれ本所に返付され、輪田荘以外の六カ荘では毎年検注が行われるようになったが、輪田荘だけ検注が行われなかった。このため、もともと他領と入り交じった複雑な構成になっていた輪田荘は他荘

によって三一町が押領されたらしい。

こうした状況を荘園領主はただ静観していたわけではない。木曾義仲に追われて平氏が都落ちした直後の寿永二年（一一八三）八月、兼実は藤原基輔もとすけという人物を輪田荘あづかりどころ預所に補任している。基輔は長く家司として兼実に仕えており、同時に輪田荘が最勝金剛院領として成立した時の摂津守重家の弟の息子にあたる（図55参照）。預所の補任は、縁もあり信頼する基輔に輪田荘の再建を任せる意図からなされたと考えられる。しかし二年後には基輔が亡くなってしまった。兼実は基輔の娘を預所に補任するが、計画通りに輪田荘を再建することは困難で、結果的に他荘による押領おかりようを許してしまったのであろう（同上三三五―二）。

#### 一 円不輪化

輪田荘が再建にむけて大きく動き出すのは、預所基輔が亡くなってから約十五年後のことである。建仁元年（一一〇一）、最勝金剛院の所司しよし等は輪田荘が国衙への納入義務をもつ半不輪の地であるために国郡の妨げをうけるとして、官物不輪の地として国からの各種賦課を停止するように要求し、七月には要求を認める太政官符たじょうかんぷが下された（同上二五二五）。円不輪化という事態をうけて、荘園領主九条兼実は現地調査のために政章という人物を輪田荘に遣わしている。政章が報告した輪田荘の様子が兼実の予想を超えて酷かったからであろうか、同二年二月に九条家の家司等は輪田荘莊官を呼び出して不審な点について質問をしている（同上三三三）。

焦点になったのは、以前から続く近隣他荘による押領と今後の年貢の斗代とだいについてであった。莊官等がいう押領の実態は以下の通りである。まず小平野荘に押領されているのは二町九段三〇〇步で、本来、この部分の所当官物は国衙に納め、加地子・公事は輪田荘領主に納めるべきであった。しかし現状では加地子が輪

(1) 小平野荘の押領地 2 町 9 段 300 歩

	本来の徴収権保有者	現状	一円不輪化以後
所当(官物)	→国衙	→国衙	→輪田荘領主
公事	→輪田荘領主	→輪田荘領主	→輪田荘領主
加地子	→輪田荘領主	→小平野荘領主	→輪田荘領主

(2) 兵庫荘の押領地 21 町 2 段

	本来の徴収権保有者	現状	一円不輪化以後
所当(官物)	→国衙	→兵庫荘領主	→輪田荘領主
公事	→国衙	→兵庫荘領主	→輪田荘領主
加地子	→輪田荘領主	→輪田荘領主	→輪田荘領主

表13 官物・公事・加地子の納入先一覧

田荘ではなく小平野荘に納められていた。同様に兵庫荘に押領されているのは二町二段で、本来、この部分の所当官物・公事は国衙に納め、加地子のみを輪田荘領主に納めるべきであった。しかしこれも実際には所当官物・公事が国衙ではなく兵庫荘に納められていた

(以上、表13参照)。

兵庫荘の押領には興味深い背景がある。どうやら当初、国司と兵庫荘預所が親しい関係にあったために、国衙に納めるべき所当官物・公事を国司が兵庫荘預所に与え、それが先例となって今まで続いていたらしい。一円不輪化以前の輪田荘はここから加地子のみを徴収していたので、自分たちに直接関係のない所当官物・公事の徴収者を明確にする必要はないと考えていたが、一円不輪化によって所当官物・公事の徴収権を輪田荘領主が得たために、兵庫荘へ納められていることが押領として捉えられることになったのである。更に福原荘には「浜」が押領され、輪田荘の荘民が往反する時に津料が取られていたし、「湊川第三井手」と呼ばれる湊川から引く用水路も抑留されて田地が旱損の危機にあったという。

一方、斗代とは田畠一段あたりの年貢額である。一円不輪化以前の輪田莊では、官物・公事両方の国衙への納入が免除されていたのは正子内親王家領に由来すると思われる「統松免」五町のみであった。輪田莊領主はこの統松免に対して段別四斗の年貢米を賦課していたので、輪田莊全体が不輪化するに際して、全体の斗代を四斗に設定しようと考えたが、この案は莊官等の反対にあっていた。莊官等は家司等の質問に対して、近隣の兵庫莊や福原莊の斗代を具体的に挙げた上で、田地の質の違いによって上田は三斗、中田は二斗、下田は一斗五升に定めて、毎年検注使を遣わして自然条件などによる田地の損亡状況を確認し、それによって年貢量を決定するように求めている。

預所職の こうした一円不輪化の動きに輪田莊預所の関与は確認できない。父基輔に替わって元暦二年

変遷

(一一八五)に預所に補任された刑部卿局は、その後、美濃国石田莊と交換して輪田莊預所

職を手放してしまった。『吾妻鏡』文治二年(一一八六)五月二十九日条に、美濃藤次安平なる人物の美濃国石田郷に対する乱妨を停止して欲しいと領主刑部卿典侍が訴えたところ。この石田郷の領主「刑部卿典侍」が、刑部卿局に一致すると思われるので、刑部卿局は一円不輪化の時にはすでに輪田莊預所ではなかったのであろう。

兼実は一円不輪化後の建永元年(一二〇六)になって、最勝金剛院末寺の光明院と報恩院の仏事用途を進納した人物に輪田莊を賜うとあって希望者を募った。このことを聞いた刑部卿局の娘である業資王嫡女は仏事用途として能米一〇〇石・錢一一〇貫を納めて、毎年能米五〇石等を納めることを条件に子孫相伝に知行することを兼実に認められている。この段階でも近隣莊園による押領が続いていたようで、業資王嫡女

によって輪田荘が再建された時には年貢を加増することが約束された（『九条家文書』三三五―一）。

この後、預所職は業資王嫡女から業資王孫の資邦王に相伝されたようで、弘長二年（一二六二）までには領主を名乗る兵衛督局が輪田荘を大江章綱に売却していることが分かる（同上三三五―三、三三三八）。兵衛督局は資邦王の娘であろう。史料上の表現によるなら「預所職」という呼び方は藤原基輔と娘の刑部卿局に限定される。後に基輔からの九代相伝を主張する円真は「西方領家」を自称しているので、預所職はやがて領家職と呼ばれるようになった可能性が高い。一方、荘園領主（本所）である九条兼実（げんじつ）は元久元年（一二〇四）に娘の宜秋門院に輪田荘を譲り、その後は兼実の孫である道家に譲られた。このように輪田荘は九条家に伝領されていくことになる。

地頭請所化と 輪田荘に地頭が最初に設置されたのがいつのことかは不明であるが、おそらくは承久の

領家職相論

乱による新補地頭として設置されたのであろう。史料上に地頭が登場した時、輪田荘は西

方・東方に分かれて知行されており、建武元年（一三三四）には「東方中分・西方請所」といわれている（同上三四―一七）。ここでいう中分とは、荘園領主と地頭が土地を折半する下地中分が行われていたことを意味する。以下、鎌倉期の様子が分かる西方に限定して見てみよう。

永仁六年（一二九八）に輪田荘西方領家である月輪侍従入道（藤原良兼）妻と地頭代橘義清（地頭である佐久間長盛の娘平氏の夫）の間で和与状が作成された（同上三三五―四）。これ以前より領家の雑掌（雑掌には在地で年貢・公事の徴収にあたる所務雑掌と、在京して荘園の訴訟事務にあたる沙汰雑掌があったが、ここでは所務雑掌であろう）である了信と地頭代義清の間で所務・年貢のことについて争いがあり、西国の裁判を掌る六波羅

探題に訴えていたが（同上三三五―五）、地頭請所として地頭が公用錢七〇貫文を毎年二月中に京都の荘園領主に進上するという条件で和解したのである。もし公用錢の未納があれば、元のように雑掌が莊務を行うように規定しており、この時に領家の雑掌から地頭に現地支配の担い手が替わったことが分かる。地頭請とは、地頭が豊凶にかわりなく契約した年貢額の納入を請け負う制度で、地頭の荘園侵略をさけるために荘園領主が一定の年貢納入を条件に荘園の支配を地頭にゆだねたものである。輪田荘でも地頭の押領があつて、荘園領主が妥協したのであろう。

地頭請に決まった直後から輪田荘西方では「領家職相論」が起こっていた（同上三三五―六）。和与の時の領家方雑掌了信（源氏女）の息子で、おそらく良兼の妻の後に領家になったと思われる円真が、輪田荘の年貢を質に、当時有力な金融業者でもあつた興福寺・延暦寺などから借金をしていたらしく、荘園領主である九条家の年貢を犯用したとして領家を改替された（同上三三八・三三九）。これを不服とした円真が預所基輔からの九代相伝を主張して、円真の代わりに西方領家となつた九条師教祇候の女房である真浄（京極局・宰相局とも）を相手取つて鎌倉幕府に訴えていたのである。おそらく九条家によつて領家を改替されても、円真は実力で現地に居すわつて荘園支配を続けていたのであろう。この相論の実体は、領家職について相伝を主張する円真と荘園領主による補任を強調する九条家との争いであつた。九条家の助けで院宣を獲得した真浄は優勢になり、また、妻に代わつて地頭となつた義清は、真浄と結託して、領家職相論を理由に円真に対して年貢の抑留をしていた。円真は院の法廷に訴えるが、結局は敗北したのであろう。元亨四年（一二三四）の後醍醐天皇綸旨でも円真の訴えは否定されており（同上三四一―四）、これ以降円真は史料上から姿を消し

ている。

### 3 莊園公領制の諸相

性海寺と

住吉保

ここでは神戸市域の莊園・公領における特徴あるできごとを取り上げることにする。播磨国明石郡の性海寺（西区）は、寛元三年（一二四五）五月に近衛殿御祈禱所となった。『兵庫県史』

ではこの経緯を「同寺は、前太政大臣家政所から土地の寄進を得て『近衛殿御祈禱所』となった」と説明している。この説明だと、前太政大臣家から性海寺へ土地が寄進されたことになるが、寛元三年五月の前太政大臣近衛兼経家政所、下文『県史』二「性海寺文書」三が示す事実は、そうではない。この史料は、性海寺住僧等の寄進状をうけて出された政所下文であるが、下文中に引用された性海寺住僧等寄進状は次のような内容であった。

「性海寺は東大寺の末流であり、華嚴修学の場である。本尊は如意輪観音で、寺の鎮守は八幡大菩薩である。さて、仏法を非常に大切にされるお方がいるという話を聞いたので、そのお方である近衛殿の御祈禱所として、この寺を寄付し、華嚴経を転読して近衛殿の長寿を祈りたい。」

この性海寺住僧等からの申し出に対して、その申請を認めたのが寛元三年五月の近衛兼経家政所下文であった。性海寺住僧等はなぜ、寺を近衛兼経の御祈禱所として寄進したのだろうか。その主要な理由は、性海寺領をめぐる国衙領住吉保の住人との争いにあった。

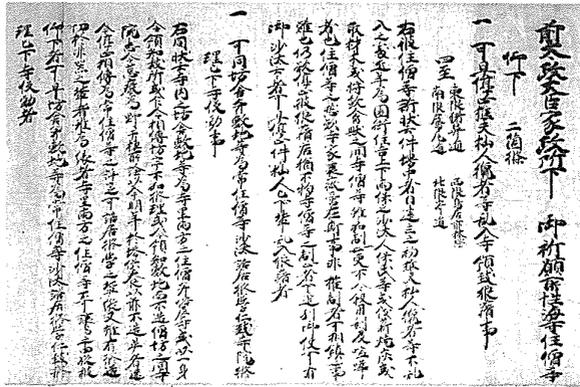


写真56 前太政大臣家政所下文（性海寺文書）

性海寺が近衛兼経の御祈禱所となった年の年末、寛元三年十二月に前太政大臣（近衛兼経）家政所下文（同上四）が再度出されているが、そこに引用されている性海寺住僧等の訴状には、性海寺領が直面していた状況が次のように記されている。それによると、性海寺が建立されて以来、寺領内で樵夫・柚人・獵者らが活動することはなかったが、近年は、国領住吉上保・住吉下保の沙汰人や住人らが、寺領の内部で薪を伐って炭を焼いたり、材木を切り取ったり、鳥や獣を狩猟で殺すなどの行為をしている。寺僧が制止をしても彼らは言うことを聞かず、寺僧との間で喧嘩になることすらある、という。

寺領の四至は東が猪鼻通、西が鳥居前林際、南が鷹尾通、北が峯通と記されており、内部に山林を含み込んだ土地であった。当時からおよそ五十年ほど昔の、建久七年（一一九六）四月十一日の播磨国宣案（同上二）によれば、性海寺領は「東西二十丁、南北十丁」と記されており、東西約二一八〇メートル、南北約一〇九〇メートルにわたるやや広大な土地であった。この建久七年の史料でも、寺領内の殺生禁制が問題化しているので、寺領内部での周辺住民の生業活動については、以前から問題となっていたようである。それが今回とうとう、住吉保の沙汰人までが

加わって、寺僧等の制止を完全に無視する事態となつたらしい。寺僧等は、権力者による制止でなければ紛争を鎮めることが難しい（史料には「権制にあらざれば、あい鎮むべきこと難きなり」との文言が見える）と判断し、貞永二年（一二三三）正月まで近衛家が播磨国知行国主であった（『兵庫県史』）縁を活用しつつ、前太政大臣近衛兼経の御祈禱所として性海寺を寄進することとなつたと考えられる。

なお、建長六年（一二五四）三月四日の播磨国司庁宣案（『県史』二「性海寺文書」六）では、性海寺が院御祈願所となつており、四至内の漁獵と樵夫の往来が禁止されている。この院は後嵯峨院のことで、院は播磨国の知行国主でもあつた。これ以後の史料には近衛家関係の事項が見えないので、性海寺は寛元三年に近衛兼経の御祈禱所となつた後、建長六年までの間に後嵯峨院の御祈願所へ更新されたものとみられる。その経緯は不明であるが、近衛兼経の母は藤原季定すねさだの娘で宣陽門院の女房であつた女性であり、季信（季定の父）の娘を母とする兼経の妹長子が後堀河天皇の中宮ちゆうぐうとなるなど、兼経は王家と関係の深い人物であつたこと、兼経は三カ月ほどではあるが後嵯峨天皇の関白となり、その子後深草天皇の摂政も勤めていたこと、兼経は建長四年十月三日に摂政を異母弟の兼平に譲つて政界中枢から引退していること、等の状況を勘案すると（『尊卑分脈』）、性海寺は、政界中枢からの引退を機に兼経自身の仲介により後嵯峨院の御祈願所となつたのかもしれない。

伊川上荘の名田相論と 元亨三年（一二三三）二月二十六日の代官法橋覺清下知状写（『県史』二「太山寺文書」

太山寺領（その一） 〔京都大学〕三五〕によると、伊川上荘で為延名と成末名との相論が起きている。争

われたのは志水尻（清水尻）にあつた水田四〇代しよの権利で、訴えたのは為延名側である。なお、代は田地の



写真57 伊川荘跡（西区）の現在

面積の単位で、五〇代で一段になる。その主張によると、この水田は天福年間（一一三三～三四）以前は為延名に含まれていたのが、その後押領され、とうとう成末名側によって「仏物」（仏様の所有物）として寄進されてしまったのだという。

これに対して成末は次のように反論した。この水田が天福年間以前に為延名に属していたのは当然である。なぜならば成末の曾祖父のときには、現在ある為延・成末・明住・延正名は、元々一つの名田（為延名）だったからだ。それが四人の子孫に分割相伝されてからは、四つの名がそれぞれ独立した別の名として伊川上荘の公事を勤めてきた。それなのに、なぜ今になって突然、成末名に属していた四〇代の水田が為延名の土地だと言うのか。為延の訴えはとんでもない言いがかりである。これが成末の反論であった。

この時の判決は、為延の主張を裏付ける証拠文書がなかったため、成末の主張が認められた。これ以後、嘉暦二年（二三二七）にかけて、伊川上荘の領家や地頭代官から判決文書が作成されているが、いずれも成末の勝訴を記している。そしてこの相論は、嘉暦二年六月二十六日に、敗訴した沙弥願仏（為延名の名主）が相論田畠の下作職を太山寺に寄進する形をとって決着した（同上四二）。

以上がこの相論の概略である。鎌倉末期によく見られる土地の権利をめぐる争いであるが、この相論には伊川上荘と太山寺領に関する興味深い事実が二点存在している。

その一点目は、相論の発端となった成末による清水尻田四〇代の寄進についてである。永仁<sup>えいにん</sup>六年（二二九八）二月の地頭代官備某田地宛<sup>あてが</sup>行状と同年四月二十二日の沙弥常念田畠寄進状（『奥史』二二「太山寺文書」一四・一五）によれば、寄進の経緯は次のようであった。成末は永仁五年より前に、伊川上荘内の水田四〇代を地頭代官に売却していた。この四〇代という面積は、伊川上荘で年貢や公事を負担するときの基準となる「本田」の面積であって、おそらくはかつて作成された伊川荘の土地台帳に記されて固定化した数値である。当時この土地には、本田四〇代以外に、新作田三〇代と荒野が含まれていた。成末が実際に売却したのは、この新作田や荒野を含んだ土地であった。

ところが、永仁五年三月六日に鎌倉幕府から、あの有名な永仁の徳政令（史料では「関東御新制の法」と書かれている）が出された。そのため、徳政令からおよそ一年が過ぎた永仁六年二月に、この土地は売却者成末の子孫である沙弥常念に返付されたのである。土地の返付は、地頭代官がこの田を沙弥常念に宛行う形式でなされた。後述するように、二カ月後になされる沙弥常念から太山寺への田畠寄進において、副進されたのはこの宛行状だけだったので、かつて成末から地頭代官へ渡されたはずの売却地の土地証文類（田地売券や譲状など土地の権利に関する基本文書）は、土地の返付時に返却されなかったようである。無償で戻ってきた土地だからか、それとも宛行いという不安定な形式で戻された権利だったためか、その理由は知り得ないが、土地を返付された沙弥常念は、同年の四月二十二日にその権利を太山寺に寄進した。後の相論で、為延が非難した成末による「仏陀寄進」とは、この寄進のことである。

ところで、永仁の徳政令が無償取り戻しの対象とした土地売買は、売り主が幕府御家人の場合に限られて

いた。ところが実際には、売り主が御家人かどうかにかかわらず、徳政令を契機に売却地が本主（元の持ち主）へ無償で戻されたことがわかっている。沙弥常念は地頭代官の田地宛行状を幕府の命令を伝える「下知状」と認識するありさまなので、とうてい御家人とは思えない。これも、永仁の徳政令が法意を超えて拡大解釈され、実際に土地が戻った事例であろう。

伊川上荘の名田相論と 伊川上荘の名田相論からうかがえる伊川上荘と太山寺領に関する興味深い事実の二

太山寺領（その二）

点目は、相論の対象となった清水尻田四〇代の、その後の権利関係についてである。

前述したように、この四〇代の水田は、永仁六年（二二九八）四月二十二日に沙弥常念から太山寺に寄進された。その後、成末名主と為延名主との相論を経て、嘉暦二年（二三二七）六月二十六日に、敗訴した沙弥願仏（為延名の名主）がこの地の下作職を太山寺に寄進していることも、すでに述べたとおりである。いずれにせよ、この田地は太山寺の土地となったのであり、その権利は下作職と表現されるような権利であった。ここでいう下作職とは、鎌倉期において他地域では作手・永作手・百姓職・作職など様々な用語で表現されたいわゆる地主権（加地子と呼ばれる小作料を取ることのできる権利）のことであり、領主に対しては年貢と公事を負担する義務を負っていた。清水尻田四〇代は伊川上荘の名田の一部なので、伊川上荘の領主に対して年貢と公事を負担せねばならぬ田地である。成末と為延の相論に対して、伊川上荘の領家や地頭代官が判決を出しているのはそのためである。では、太山寺に寄進されたこの清水尻田四〇代は、その後どうなったのだろうか。

「太山寺文書」には、天文十二年（二五四三）の太山寺内検目録取帳が残されている（『県史』二二「太山寺

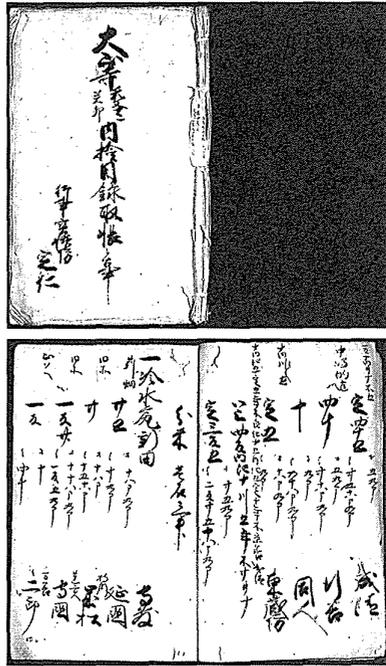


写真58 太山寺内検目録取帳（太山寺文書）

は、「定四十」と記された田地（但しこの数値は四五代から井料分五代を引いたもの）や、「一反廿」と記された田地（寄進されたのは本田四〇代と新作田三〇代・荒野であり、田地を合計すれば一段二〇代となる）だろうが、その追求はあまり意味がない。ここで注目すべきは、「冷水尻新田 寺敷」に対して太山寺が持っていた権利についてである。

太山寺内検目録取帳で「冷水尻新田 寺敷」として書き上げられた八筆の田地は、最後に合計面積六段二段一〇代が算出され、それから井・溝・新不の免除分を差し引いた定田（毎年の基準面積 五段四〇代（損田は一段一八歩と九歩、得田は四段三五代と九歩）の数値を挙げ、「分米壺石八斗九升」を記している。これは、「冷水尻新田 寺敷」の八筆の田地が、得田面積にに応じて同率（段別四斗）の負担をしていることを示すものであ

文書」五九。その中に、「冷水尻新田 寺敷」としてまとめられた八筆の田地がある。「冷水尻」と「清水尻」は同じ土地とみてよいので、永仁六年に寄進された土地の権利を、およそ二百五十年間にわたって太山寺が確保し続けていれば、この八筆のどれかがそれに該当する。可能性がありそうな

り、この「分米」は、一筆ごとに負担額の異なる地主得分としての加地子ではなく、明らかに莊園制的な年貢である。したがって、「寺敷」とはこの場合「太山寺の敷地」という意味であり、税制上の完全な免税地（免田）を意味している。太山寺内検目録取帳では、取帳の最後にわずかに書き上げられた「加地子分」以外の数多ある田地は、すべて「分米」が段別四斗を基準に算出されており、「冷水尻新田」のように「寺敷」と表記された田地群も多い。要するに、太山寺領は免田の集合体であったのである。ちなみに、天文十二年度にこの寺領免田から太山寺へ納められる年貢の総額は六三石五斗五升三合五勺であった。

永仁六年に沙弥常念から太山寺へ寄進された清水尻田四〇代の権利は、下作職と表記される地主権であったが、この田はその後免田化されたはずである。この寄進地の免田化に直接関係する史料はないが、幸いにも「太山寺文書」には、同時期の他の田地の免田化にかかわる史料が残されている。それが、永仁六年十月二十一日の預所沙弥某免田寄進状写と正安元年（一二九九）十一月の地頭代官僧某免田寄進状写である（『県史』二「太山寺文書」（京都大学）三二・三三ではいずれも「田地寄進状」としているが、内容的には免田寄進状なので、下作職の権利を寄進した田地寄進状との違いがわかる文書名にした）。この二通の免田寄進状は、伊川荘の預所と地頭代官から、太山寺内と思われる敷金寺に寄進された本田一段三五代（二六条九坊一坪の田地四五代と清水尻の田地四〇代）の権利に関するもので、天文十二年の太山寺内検目録取帳では、そのまま「敷金寺田」として一括され、「分米」が算出されているので、この時に伊川荘の預所と地頭代官から寄進された内容は本田一段三五代からの年貢収取権である。この年貢収取権の寄進（すなわち免田化）は、正安元年十一月の地頭代官僧某免田寄進状写に「寺僧の申請」に従ってなされたことが記されているので、寺僧の指定する田地

が免田化されたことになる。

このケースは敷金寺が間に介在していてわかりづらいが、要するにこういう事になる。下作職のような田地の地主権が太山寺に寄進されると、太山寺はその田地の免田化を伊川荘の領家と地頭に申請して、その都度、実現していた。太山寺領は、伊川荘の内部に設定された、巨大な免田群であったのである。伊川荘と太山寺との間でこのような免田化のルールが決められたのは、伊川荘内の荒野五町を太山寺に寄進し、その開免分を太山寺領とした、ぶんじ文治三年（一一八七）二月八日の梶原景時による修造料田寄進に遡ると考えられる。

### 第三節 流通経済の進展と悪党

#### 1 兵庫嶋の成立

流通経済 大輪田泊については、第六章第三節3項で述べられた重源ちゅうげんによる修築申請の後、全く史料かの発展 確認できなくなる。輪田莊関係史料に「浜」が福原莊に押領おしりょうされて「津料」を徴収されて

いるというのが、『県史』八「九条家文書」〔撰津国所領関係〕二二、唯一水上交通との関係を窺わせるものだが、詳細は不明である。

しかしこの間にかけて平清盛により始められた宋銭の導入が活発化し、流通経済に大きな変化をもたらしていた。一二二〇年代後半には宋銭が絹布の支払手段としての機能を吸収し、一二七〇年代には同じく米の支払機能も吸収した。一二七四年に南宋を滅ぼしたモンゴル帝国（元）が一二七七年に紙幣専用政策を打ち出したため、大量の銅銭が中国から流出して、この現象が生じたのである（桜井英治・中西聡編『流通経済史』）。元は二度にわたる九州への襲来など軍事的には大きな脅威になっていたが、経済的には活発な交流が行われていたことが、全国各地の遺跡から出土する中国陶磁などによって明らかになってきた。



図56 大阪湾岸の主要港  
 (『兵庫県史』瀬戸内港湾図を参考に作成)

宋銭の普及は、多様な現物が年貢として京都・奈良にもたらされるとい  
 う、荘園制の構造をも大きく変えることになった。銭は同一重量の米に比  
 して約四〇倍の価値を有しており、輸送コストを低減することができ、計  
 数も容易に行うことができる。そのため銭が大量に流入した一二七〇年代  
 に、年貢は現物納から代銭納へと転換することになった。これにより従来  
 は年貢として輸送されていた生産物が商品として流通することになり、全  
 国的な商品流通が加速的に拡大することになったのである。

なかでも瀬戸内海は水上交通の大動脈であり、明石海峡を越えて大阪湾  
 に入る大輪田泊(兵庫)は重要な港湾として位置づけられることになった。  
 大阪湾岸には武庫川河口の西宮、神崎川・猪名川河口の尼崎、淀川河口の  
 渡辺(大阪市北区天神橋付近)といった港湾が存在するが、いずれも河川上  
 流からの土砂の堆積の影響を受けやすく、外洋航海に向く底の深い大型船の停泊という点では困難な状況に  
 あった。そのため中世段階では兵庫および堺が大型船の停泊港となり、そこから平底船に積み替えるか、陸  
 路で京都・奈良に物資が運ばれるのが一般的だったのである。

「兵庫嶋」の初見

史料とその意味

この港湾としての兵庫の初見史料となるのが、本章第四節3項で取り上げられる西大  
 寺叡尊の活動で(『金剛仏子叡尊感身学正記』)、彼は弘安八年(一二八五)八月十一日に

兵庫に到着し、十三日に安養寺で住人九七二人に授戒して分相應に殺生禁断を誓う文書を提出させるとも

に、千七百余人の遊女にも毎月一日か二日でも持斎を行うよう勧め、十四日には石塔供養が行われた。

その二カ月後に大阪湾岸を視察したのが龜山上皇一行である（『美躬卿記』）。上皇は十月十四日から叡尊を別当とする四天王寺を拠点として行動し、二十日には渡辺から西宮まで乗船してその後は陸路をとり生田に宿泊した。翌日は福原から兵庫嶋に出て、和田岬・経ヶ嶋を歴覧し、数百艘の船が「入海」に繋がれているのを視察して、笠を差した遊女たちに迎えられ、布引滝を遊覧した後に四天王寺に戻っている。上皇がこの地を訪れたのは後白河以来のことであり、龜山の後にもみられない。同行した貴族の記録には、経ヶ嶋について平清盛が往来する船への風雨を防ぐために築いたことが明記されており、港湾施設の現状を確認する目的があったことがわかる。そしてその翌年に幕府の了解を得た上で、十二月二十三日付の官宣旨かんせんしにより讃岐国普通寺修造のために、兵庫嶋に寄港するすべての船から艘別錢三〇文を徴収することが認められたのである（『鎌倉遺文』一六〇七五・二三八五五）。普通寺修造は龜山上皇自身の強い意志によるものとされ、前年の視察はそのためのものだった。それ以前には京都の外港である淀など内陸河川で神社修造のために関銭が徴収されたことはあったが、大阪湾岸では初めてのことであり、上皇自身の視察によって兵庫嶋が選ばれたのである（藤田明良「鎌倉後期の大阪湾岸―清盛塚石塔と鎌倉時代の兵庫津」）。

このように兵庫は史料に現れた時には、すでに商船が多数集まる港湾都市になっていた。しかし鎌倉初期までは大輪田と表記されていたものが、どうして兵庫嶋と呼ばれるようになったのであろうか。この点を明示する史料は見られないが、八部郡内やとべに八条院領兵庫三力荘と呼ばれる荘園があり、その名称が用いられていることは明らかである。以下は執筆者の仮説であるが、名称の変化は次のように考えられるのではないか。

海辺の未開地に成立した港町は田島を基軸とする荘園制的枠組みに包摂されるものではない。兵庫の場合も、もともとの大輪田という名称から港は輪田荘にもっとも近接していたと考えられるが、そのなかに含まれるものではなかった。一方で兵庫荘は第二節1項で述べられているように、妙法寺川から荻藻川にかけての地域に比定されているが、輪田荘内に兵庫荘加納分があったことが知られる（『県史』八「九条家文書」〔撰津国所領関係〕一）ように、輪田とも密接な関係があった。その領有関係をみると、平氏滅亡後に鎌倉幕府により一度没官され、平頼盛に返還されており（『吾妻鏡』寿永三年四月六日条）、平家没官領として幕府の強い支配下にあつたことがわかる。後述のように兵庫嶋には幕府が設置した東西地頭が置かれていたことも知られ、関設置にも幕府の了解が必要だった。このことから兵庫嶋という呼称の成立は、鎌倉幕府が兵庫荘への影響力を通じて港へ支配権を及ぼしていたことに由来しているのではないか。ただし都市域が兵庫荘のみに含まれていたのではなく、第九章第二節1項で述べられる室町期と同じく、その内部は輪田荘・福原荘・兵庫三カ荘の支配が入り組んだ構造になっていたと思われる。龜山上皇の視察記録で兵庫嶋と平清盛が築造した防波堤である経ヶ嶋とが区別されていることから、兵庫嶋は景観としての嶋ではなく、複雑な荘園構成を越えた都市全体を表現するいわば特別行政区として呼称されるようになったと考えられる。

#### 兵庫嶋の

当該期の兵庫嶋の住人については、正応二年（一二八九）に死没した一遍をめぐる諸相が本章

#### 住人

第四節4項で詳述されているが、ここでは別の史料を紹介しておきたい。永仁四年（一二九六）

春日社散所神人重吉が兵庫嶋住人刑部入道・熊法師に暴行を受けたため清祓を要求し、地頭代行道による請文が提出されたにもかかわらず実行されなかったため、「兵庫嶋住人等」に宛てて実施を求める文書が春

日社から下されたというものである（『中臣祐春記』七月十六日条）。散所神人とは春日社近辺に居住する本所神人に対して、遠隔地に居住する神人のことで、重吉は兵庫嶋に居住するかあるいは商取引などで訪れたものだろう。神人には身分特権があり、暴行を受けた場合は清祓という宗教性を帯びた原状回復措置（賠償）を要求することができた。ここでは地頭代が仲介者となる一方で、文書そのものは住人に宛てられており、何らかの共同体的組織が前提とされている。残念ながらその後の経緯を示す史料が欠けているため、この清祓が現地でのどのような手順で実施されたのかは不明だが、働きかけの対象が個別荘園ではなく兵庫嶋とされている点が注目される。兵庫嶋を単位とした一定の住人組織が存在していたのかもしれない。

またここでは春日神人と対立しているが、先の叡尊・一遍など兵庫嶋住人が多様な宗教者を受け入れている点も興味深い。正安四年（一三〇二）には熊野参詣を先導する御師が、「撰津国兵庫見寂房門弟」を檀那として売買している文書も確認される（『奥史』七「熊野那智大社文書」一）。御師と檀那は契約関係で結ばれており、その継続性を前提に物権として譲与・売買の対象になっていく。先の文書はその最初の事例の一つで、熊野信仰に帰依する裕福な住人もいたことがわかる。このように多様な宗教性を帯びた人々が、兵庫嶋を舞台に活動していたのである。

## 2 第一期東大寺領兵庫関と悪党

関領有の 善通寺による兵庫嶋での艘別銭徴収は、一年半足らず後の弘安十一年（二二八八）四月に淀川

変遷

流域の河内国禁野（大阪府枚方市）に移される（鎌倉遺文』二三八五五）。その後の大阪湾岸では

播磨国魚住嶋（明石市）修築目的など時限的な関銭徴収が確認されるのみで、しばらく恒常的な徴収は見送られていたようである。しかし正安三年（一三〇二）に春日社神鏡盗難事件の事後処理のため、神崎・渡辺両関所升米が興福寺大乘院門跡に付与され（『吉統記』十二月四日条）、再び湾岸での関所設置が行われるようになる。徳治二年（一三〇七）には京都法観寺造営のため一州（尼崎）・渡辺・兵庫で商船津料（目銭）の徴収も認められており（『県史』九「法観寺文書」一）、以後は関所が恒常的に設置されるようになった。

このうち升米は港湾施設の維持のために全船舶から徴収されるもので、経営は関領有者が独自にあたらなければならなかったのに対して、目銭は商船のみに賦課されて関沙汰人が徴収して得分のみが寺社造営のために配分されるものだったとされる（藤田明良「鎌倉後期の大阪湾岸」）。升米が賦課されていなかった兵庫嶋でも「嶋修固」を理由に関所が設定され、延慶元年（一三〇八）十二月に伏見上皇から東大寺八幡宮に升米徴収権が永代寄進されている（『県史』五「東大寺文書」〔撰津国兵庫関〕三、以下兵庫関）。これは十世紀前後に活躍した密教僧益信への大師号を求めて行われた、東大寺八幡宮神興の大仏殿への動座を鎮めるためだったという。この時に経営権（検校所）が摂政鷹司冬平の弟である東南院院主聖忠に与えられ、収益の三分の

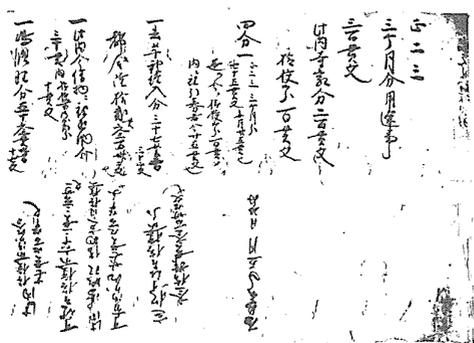


写真59 兵庫関用途結解状（東大寺文書）  
（東大寺図書館蔵）

二が寺僧集団（惣寺）に、三分の一が東南院に配分されることとなったが、それが寺内の対立を招くことになった（富山聡「中世東大寺による兵庫関の経営とその組織」）。

第一期東大寺領兵

庫関経営の開始

東大寺は翌延慶二年（一三〇九）六月に、末寺笠置寺僧である快尊・如道を雑掌（現地の経営責任者）として五〇貫文の任料（任命してもらったための前金）を徴収するが、幕

府の承認が得られずに入部することができず（兵庫関二五）、同年十二月に東南院聖忠の申請で再び院宣が発給され（同上五）、翌延慶三年四月に幕府が承認して（同上九）、八月二十三日ようやく六波羅探題がそれを執

行している（同上二〇）。幕府の承認が遅れたのは関所抑制政策を採

っていたためで、この時には大乘院領の神崎・渡辺関所も停廢され、

怒った興福寺は九月十一日に幕府の圧力で院宣を執筆した者の放氏

（藤原氏の氏寺からの追放処分）を決定している（「延慶三年記」）。さら

に大乘院はその代替措置として東大寺に与えられた兵庫関を競望し

て一旦はそれが認められたため、東大寺側は閉門により抵抗し、よ

うやく安堵されることになった（同上十月九日条）。以上の経緯から

みて、雑掌による現地経営は延慶三年末になってようやく開始され

たとみられる。翌延慶四年正月から三月までの結解状（収支報告書）

が残されており（兵庫関一四）、雑掌如道も「悉く弁済」したと述べ

ている（『大日本古文書東大寺文書之二十』二二九四、以下東大寺と略称。

なお兵庫関に關わる東大寺文書は一括して編年順に『県史』五に収録されており、検索に便利である。しかし東大寺図書館所蔵文書の校訂は、原本を熟覽して東京大学史料編纂所が行った大日本古文書のほうが精確であり、そちらの文書番号を記すことにした。

しかし「地船」（地元の船舶）として課税を拒否する者や、波風により嶋に停泊できないとして通過する船があつた上に、延慶四年正月十八日には住吉社領江井崎船だとして抵抗する者もあらわれたという（同上）。住吉社は古代に大阪湾岸に対して強い影響力を有していたが（第三章第四節）、その後は史料上から姿を消してしまふ。しかし鎌倉後期になると、播磨国賀茂郡（加東市）の杣山など古代神領の復活を目指して活発に活動するようになる。播磨国魚住荘もその一つで、南北朝期に魚住荘・江井村などは住吉社領だったことが確認される（『住吉松葉大記』巻二）。当該期に修築が図られた魚住嶋は魚住荘に属していたと考えられ、それに近接する江井崎（明石市大久保町江井ヶ島）にその拠点が置かれていたのだろう。雑掌から住吉社違乱の報告を受けた東大寺は直ちにそれを問題として武家に訴えることを決定し（東大寺一三八八）、三月十五日には濫妨停止の院宣が発給されている（同上二三二九）。しかしなおも違乱は止まず、現地を往復し不逮捕特権を有する東大寺八幡宮神人を刃傷する、船中に矢倉を構える、関所に押し寄せて幕を切り建物を破壊して財貨を奪い取る、などの狼藉を行ったため、応長元年（二二二一）閏六月十三日（四月二十八日に延慶四年から改元）には、惣寺を主導する年預五名の代表五師が東南院聖忠に対して、住吉社神主津守国冬の流罪を朝廷に奏聞するよう要求するに至った（同上二三八〇）。さすがの国冬もこの東大寺の姿勢に濫妨停止の請文を提出したようで、七月五日に年預五師は聖忠に強訴の停止を報告している（同上二三八二）。

一方この間に年預五師側は雑掌の経営に不審を抱き、六月十日付で東南院聖忠に対して、惣寺へ支払われるべき月宛二〇〇貫文が滞っていたため、東南院が独占していた雑掌任命権の三分の二を獲得したとして、有能な新雑掌を任じて守らせるようにすることを通告している（『県史』九「東大寺文書（続）」一〇。さらに六月十四日付で、四月分から数百貫文の未進が続き嶋修固も行われていないとして、雑掌快尊・如道の解任を命じる文書を発給した（東大寺一三〇四）。それに対して快尊は未進を催促した東大寺八幡宮神人を刃傷し、あげくに逃亡したとして、年預五師側は朝廷に指名手配を請求するように聖忠に申し入れている（同上三六六）。一方の如道は住吉社の非法が未進の原因であるとして、八月付で雑掌復帰を請求する文書を提出している（同上三九四）。また彼らが所属した笠置寺にとっては任料を負担しただけの結果となったため、<sup>しやうわ</sup>正和三年（二三一四）正月付で検校所からの用途受領を示した文書をもとに、東大寺惣寺に関務の復帰を求める文書を提出したが（兵庫関二五）、惣寺側はそれにとりあわず、二月十一日付で東大寺・笠置寺兼帯の寺僧の中に快尊に与同し内通している者があるとして、それを禁ずる起請文<sup>きしょうもん</sup>を作成して引き締めを図っている（東大寺一三二七）。快尊・如道は聖忠が任命したもので、彼らの経営を問題視する年預五師ら惣寺側との対立が、尾を引いていることがわかる。

もともと惣寺側によって任命された続く雑掌珍賢も、着任すぐの応長元年閏六月八日に、<sup>あわ</sup>関国小勢津（徳島県小松島市か）商人の徳琳法師と、兵庫嶋鑄物師<sup>いぬいしず</sup>辻子<sup>つじこ</sup>に居住する問丸である掃部允<sup>かみべのたけあき</sup>とが、関所に押し寄せ、東大寺八幡宮神人を刃傷して船や色々な物資を押し取ったという事件を訴えている（兵庫関一七）。この事件のその後の経緯は知られないが、そもそも新規に関所を設置して関銭を徴収するという行為が、どれほ

どの合意によって行われていたかはなはだ疑わしく、誰が雑掌になろうとも経営には困難が伴ったと思われる。

#### 正和四年

##### 悪党事件

前述の笠置寺の関務回復の訴えに対抗した東大寺惣寺の起請文には、中欠のため全体の文意は不詳であるが「興福寺に謁し」との文言がある。これは兵庫関をめぐる興福寺との対立関係が継続していることを示唆している。同じ頃、摂津国長洲荘（尼崎市）でも東大寺が排除しようとしている現地勢力である教念を、興福寺・春日社が諸勢力を動員して支援していることも知られる（大村拓生「鎌倉後期の尼崎」）。そしてこの両者の対立が、著名な正和四年（一二三五）十一月の兵庫関悪党事件で爆発することになる。

正和三年（一二二四）八月、東大寺惣寺の経営実務を担当する年預五師は、多武峰とぶのねをめぐる強訴じやうそ入洛した興福寺衆徒が、春日神木帰座の条件として兵庫関を興福寺領とする主張を認められたという衝撃的な情報を書き記した（東大寺一三八五）。これまで興福寺および末寺長谷寺は、兵庫関について「空地」であったとし、良慶なる者から寄進されたと主張してきたが、認められることはなかった。しかし、この度の強訴でその主張が朝廷に認められたため、東大寺側もただちに強訴を辞さない決意であることを奏聞するよう年預五師が別当に進言している。

この時には直接的な行動はとられなかったようだが、事態はなおも東大寺側に不利に展開していくことになる。正和四年九月に六波羅探題が能登次郎左衛門尉・大井美作みまさか五郎兩名に対して、兵庫嶋について以下の処置を執行するように命じたのである。東大寺八幡宮修造料として徴収されていた石別一升・雑物二〇〇文

### 第三節 流通経済の進展と悪党

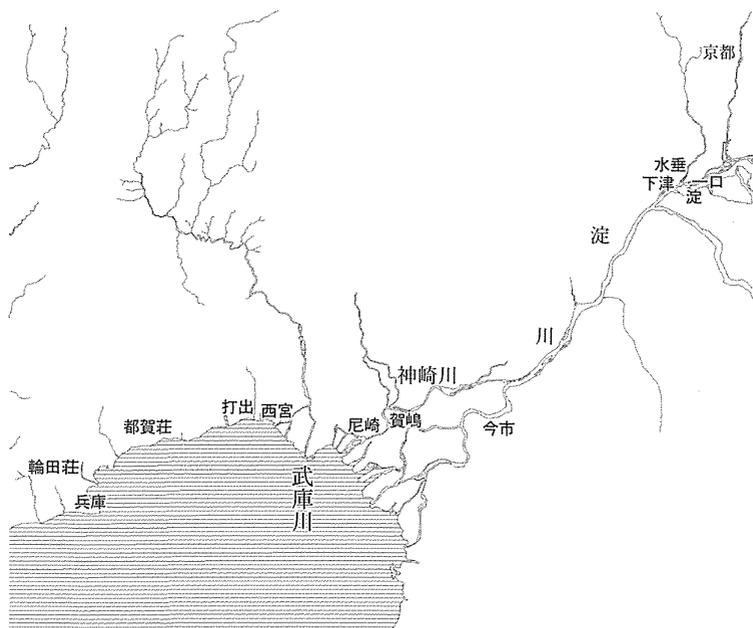


図57 「兵庫関悪党交名注進状案」記載の悪党の居住地

のうち、後者は関務担当者に尋問したところ院宣・関東御教書みぎやうしょなどの証拠文書に記されていないかったため停止、神輿造替料名目の石別一升・雑物二〇〇文は新関として停止、嶋修固料として上下船から四五文徴収していたのは、商人たちが前々は下り船のみから一升徴収していたのが、近年になって上下船から徴収するようになったと主張したことから、東大寺関務と預所あずかりせう・地頭代から事情を聴取するようにとの指示が出されたのである(同上1-36四)。これに対してただちに東大寺側は、六波羅が「商人等の濫訴」によって使節を兵庫嶋に入部させて、「升米ならびに置石の所務の商人」の活動を停止させたと抗議している(同上1-3

二八)。ここから東大寺の関銭徴収に携わる商人がいた一方で、関所設置に反発する商人がいたことも知られるのである。本節1項で述べたように兵庫嶋には関所設置以前から多様な人々が活動しており、かれらの支持を十分に獲得することなく関が設置されたため、このような事態になったといえる。

こうした対立が爆発したのが、十一月二十三日に兵庫関で起こった六波羅使節と悪党による「合戦」である。これは興福寺に兵庫を寄進したとされる良慶らが兵庫嶋関所に乱入して関務を妨害したとの東大寺の訴えにより、使節兩名が強制執行しようとして抵抗する人々（東大寺側からみると「悪党」と衝突した事件である。東大寺側が作成したもとの文書には「合戦」と記されており、東大寺が合戦と認識していたことがわかる。しかし合戦の文字は消され、「箭を放ち刃傷・悪行を致す」<sup>とら</sup>輩として列挙された人名は総数九二名にものぼっている。そのうち兵庫住とされる三一名の中には、嶋本・葉師堂前といった小地名を付記された者や、「目銭取手」という職業が記された者があり、それ以外の居住地は輪田荘・都賀川<sup>とが</sup>など近隣地域や、西宮・尼崎さらには淀川を遡った淀周辺にまで及んでいる。また京都で活躍したとも考えられる延暦寺配下の山僧まで含んでいることから、流通がもたらしたネットワークが「悪党」たちの結末の前提にあることがわかる（兵庫関三四）。また長洲荘で東大寺と敵対していた教念の後継者である江三教性の名前も記されており、興福寺側が支援のために送り込んだ者たちもあつたろう。良慶らは使節の一人である真上資信の寄宿屋を破却して矢を放って抵抗する一方で、兵庫嶋東西地頭領に居住して地頭代に匿われており（東大寺一三六一）、さらに使者が入部すると一旦は退散して再び舞い戻るなど（同上二三六）、寄進の実態はさておき、現地に確固たる基盤を有して行動していることがわかる。

東大寺は事件直後の十二月に強訴を行い、翌正和五年五月に新開停止を武家に撤回するよう申し入れる院宣を獲得したのを受け（同上三三三）、別当が開門して仏神事を勤行するよう命じているが（兵庫関四）、その直接的な効果は不明である。さらに文保二年（二二一八）二月に「治天の君」が持明院統後伏見上皇から、太覚寺統後宇多法皇に移ったことで、前代の寄進が否定され兵庫関そのものが東大寺から取り上げられてしまう（同上四六）。このように最初の東大寺による兵庫関支配はその強硬姿勢の一方で、現地の状況を十分に掌握しているとは言い難いまま、興福寺を背景とする諸勢力の反撃を受けることとなり、失敗と評価されるものだった。

さらに正和二年二月から、雷で焼失した東塔再建のために寄せられていた兵庫・尼崎・渡辺目銭半分も、残り半分を知行していた住吉社神主津守国冬が数百貫文の資金を提供して、社司兵部大輔・河内国住人曰井八郎藏人および撰津・河内・大和・山城の悪党を送り込んで現地の関務を有名無実に陥れたために知行困難となった。そればかりか国冬は、文保元年三月三十日からは悪党らを東大寺大仏殿にまで立て籠もらせるという事件を起こしたため、東大寺側が訴訟に及んでいる（同上四四）。前述のように住吉社神主国冬は東大寺の兵庫関設置時点からそれに反発しており、正和四年十一月の兵庫関合戦に刺激され、その勢力とも結んで行動を起こしたものだらう。東大寺の訴訟にもかかわらず、目銭も文保二年には朝廷から知行を否定されることになり（同上四六）、東大寺の兵庫関経営は四面楚歌に陥って破綻することになったのである。

### 3 第二期東大寺領兵庫関と諸勢力

目録徴収 東大寺から取り上げられた兵庫関がいつ戻されたのかは、明確にする史料は見当たらない。東  
権の復活 大寺側に文書が残されておらず、後々の史料も延慶の寄進以来の由緒を記すのみである。し

かし文保三年（一二三九）正月十九日には八幡宮神輿を上落させようとして、武家に阻止されたため神輿を  
京都塩小路河原に放置して、大覚寺に寄進されていた兵庫関復活を要求している（『花園天皇宸記』正月十九日  
条）。この強訴は朝廷行事に大きな影響を与えたが、神輿の帰座は元亨元年（一二三二）六月八日までずれ込  
んでおり（同上六月八日条）、たやすく要求は認められなかったようである。一方この間に同じく没収されて  
いた目録はすべて「大仏殿払葺」（瓦の葺き替え）のために寄進されており（兵庫関四九）、神輿帰座の契機と  
なったのだろう。

その後の目録徴収権について整理しておく。元応年中（一二三九～二二）に兵庫など三方津目録は東大寺大  
仏殿払葺に宛てられた後に、四分の一は東大寺東塔修理・四分の一は東南院修造の用途とされた（同上）。  
その後、嘉暦二年（一二三六）十一月二日付で塔婆造宮が完了した後も、大仏殿払葺および法花堂・二月堂  
四面築垣修造のために明年よりの徴収延長を幕府に取り次ぐ後醍醐天皇諭旨が出され、幕府・六波羅・守護  
がそれを執行する文書を発給した。さらに延長期間を八年とする後醍醐天皇諭旨が嘉暦二年四月二十七日付  
で出され、幕府・六波羅がそれも承認している（東大寺一四三二など）。このうち、嘉暦二年の後醍醐天皇諭

旨正文は鎌倉極楽寺に伝来している。これはこの間の東大寺大勸進職が極楽寺長老忍性だったためで、徴収などの実務も東大寺僧ではなく極楽寺配下の西大寺流律僧が従事していたのだろう。その後は、後醍醐天皇が元徳二年（一三三〇）六月に飢饉による米価高騰を抑制するため八月まで一時的に升米・目銭ともに停止した期間を除いて、目銭徴収が継続していたらしい（兵庫関七五）。

しかし元弘二年（一三三三）三月に後醍醐が倒幕の挙兵に失敗して流罪になり、持明院統後伏見上皇に政務が移されると、住吉社に徴収権の半分が付与されることになり東大寺が訴訟に及んでいる（東大寺一四三二）。政権交代を契機として、以前に知行していた住吉社の復活要求が認められたものだろう。この訴訟の行方は定かではないが、幕府が滅亡して後醍醐が帰京した元弘三年六月に関所そのものの全廃が打ち出されたため、東大寺に目銭徴収権が戻されることは二度となくなったのである。

東大寺領兵庫関の復  
活と興福寺領福泊関  
一方の兵庫関升米徴収権も、目銭と同じく元亨元年（一三三一）四月の大覚寺金堂建立により返還された可能性もある。あるいは同年十二月の後宇多法皇から後醍醐

天皇への政権委譲、元亨四年六月の後宇多法皇死後までずれ込むかもしれない。

史料上で東大寺領兵庫関について確認できるのは、嘉暦二年（一三三二）になってからで、興福寺領播磨国福泊関（姫路市の形町）との紛争に関するものである。福泊は乾元元年（一三〇二）に北条得宗家被官である安東蓮聖が数百貫文の費用を投じて築港したもので、その功績は「兵庫ノ嶋ニモ劣ラズ」（『峯相記』）とされ、富裕の商人が集まって繁栄したという（戸田芳実『中世の神仏と古道』）。その後も築港を名目として関銭が徴収されていたが、東大寺衆徒側の訴えによると、福泊雑掌良基・明円らは律明上人の代官と称して、

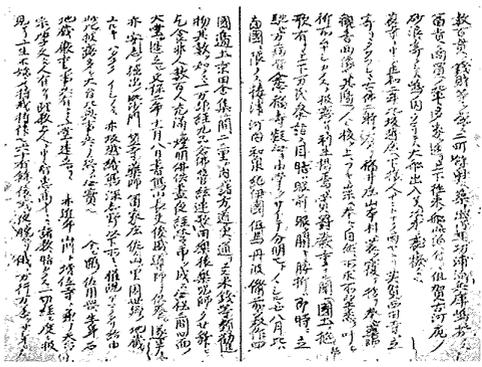


写真60 『峯相記』(斑鳩寺蔵)

するもので、立場を越えて船舶の停泊こそが彼らにとつての最大の利益になっていたことを示している。

しかし住人の訴訟は小串貞秀の権威に阻まれて、厳密に処理されなかったという(同上二三九二)。興福寺側には律明上人に宛てた「福泊嶋修築料升米」は福泊で関務をするようにとの、元応二年(一三三〇)六月六日の後宇多法皇院宣を施行した鎌倉幕府・六波羅探題の文書が伝来している(『興福寺文書』(福智院文書)三・四)。兵庫嶋住人の訴訟によって文書は発給されたが、実際には強制執行されなかったのだろう。ここにかつては兵庫嶋住人の支持を得られなかった東大寺が、関務を復活させる契機があったと考えら

逃船・漏船と号して未進分を兵庫嶋で徴収し、摂津国守護代小串貞秀を抱き込んで西国往反の船を濫妨したため、兵庫嶋に船が寄港しなくなったという(東大寺一三九三)。これは東大寺による兵庫閼支配が失われた後に、興福寺側が武家と結んで福泊関をその代替しようとする意図するものだろう。これは兵庫嶋にとつては死活問題であり、「東西地頭ならびに領家士民百姓以下、遊君などに至るまで、ことごとく烈參を企てた」という(同上)。前述のように、兵庫嶋の支配関係は莊園レベルでは錯綜しており、当該期には東西に区分され、それぞれが地頭方・領方からなっていたと想定される。先の文言はこれら複雑な領有関係を越えて兵庫嶋住人すべてが一致団結して抗議したことを意味

れる。東大寺側は福泊側の行為を糾弾して神輿入浴を企て、六波羅探題は嘉暦二年三月三十日付で、良基らが山崎神人<sup>しにん</sup>とともに往反の船に狼藉を働いたり、兵庫嶋で関務を行うことを停止させる文書を、伊丹左衛門三郎・渋谷四郎太郎入道兩名宛に発給しているのである（兵庫関五三・東大寺二三〇（一））。

以上の経緯から見て東大寺の兵庫関支配は実質的にはこの段階から始まったもので、後述する嶋修固・財務関係の文書も同年以後のものしか伝来していない。一方で福泊関との紛争は、現地住人をはじめとする多様な人々を巻き込みながら、以後も複雑に展開していくことになる。先の嘉暦二年三月の六波羅使節による強制執行は効果がなかったようで、五月二十五日付で再び六波羅は東大寺衆徒の訴えを受けて、福泊升米は福泊で徴収すべきにもかかわらず、海上や渡辺・神崎で徴収したり、兵庫嶋で「逃船」と称して濫妨するなどの行為を禁止して、伊丹・渋谷兩名にその執行を命じている（東大寺二三〇（二））。

こうした東大寺の攻勢にまず反撃したのが、良基らと結んでいたとされる山崎神人で、彼らは大山崎離宮八幡宮（京都府乙訓郡大山崎町）に属して、荏胡麻油<sup>えごま</sup>の交易に従事して兵庫など各地の関津料の免除特権を有していた（『奥史』八「離宮八幡宮文書」二〇四）。東大寺領兵庫関雑掌も関銭減少の理由の一つとして「石清水御油寄人」が免除の院宣を有していることを挙げるほどであったが（東大寺二三三）、兵庫関側が関銭徴収を強行したため対立になったらしい。大山崎神人側の訴えにより、嘉暦二年八月二十四日付の兵庫目銭関務雑掌聖雲および東西地頭領住人である淡路房・杉次郎・西熊太郎・十方左近入道・尼崎四郎・同五郎太郎を召喚する六波羅探題の文書が発給され、兵庫嶋西方地頭代行岡が淡路房・杉次郎を召喚しようとしたところ、日頃から敵対している関務雑掌に支援されて叶わなかったとする請文<sup>うけがみ</sup>を提出している（『奥史』八「離宮八幡

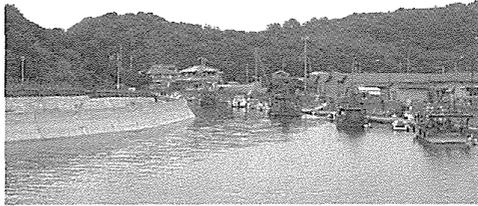


写真61 現在の福泊（姫路市）

宮文書「一四）。大山崎神人と敵対している関務雑掌というのは東大寺のも  
とで実務を担当していた律僧だろうが、配分を受けるだけということもあ  
り、東大寺側にこの間の経緯を示す史料は残されていない。あるいは兵庫  
嶋住人など現地の独断で行われたのかもしれない。なお正和四年（二三  
一五）の「悪兇」交名には兵庫・嶋本住人として初熊太郎の名前が見え、  
召喚された西熊太郎と何らかの関係があるかもしれない。一方の大山崎神  
人は現地の強制執行が機能しなかったため態度を硬化させ、十二月五日に  
「関所事」を理由に神輿を入浴させて抗議している（『当宮縁事抄』）。この  
要求が認められ、翌年八月十三日付の神人への煩いを禁止する六波  
羅施行状を得たため（『県史』八「離宮八幡宮文書」一五）、十四日に神輿を  
帰座させている（『東寺長者補任』）が、その後の経過はわからない。

一方で東大寺と対立する福泊側も決して一枚岩ではなかった。良基ともに兵庫嶋で混乱行為を行ったと  
される明円が興福寺末季頭衆（春日八講のため集積された錢貨を原資にした借錢を運用する八講での季頭役未経験の  
寺僧で構成された組織、稲葉伸道『中世寺院の権力構造』）に対して提出した嘉暦三年二月付の文書は、事件の背  
景を知る上で重要なため、まとめて紹介しておく（東大寺一三六七）。

福泊関務は元亨年中（一二三二～一二三四）に興福寺西南院大納言得業房を証人として、律明から量海に譲与さ  
れた。その際にそれ以前から何らかの権限を有していたらしい明円の訴えにより、福泊の築嶋および修築の

ために春日社季頭銭を貸し付けられ、使者として下向した春日神人とともに明円が関務を行い、築嶋を遂行するとともに借銭を返却していた。前述した元応二年（一三二〇）の福泊関務を福泊で行うように律明に宛てた後宇多法皇院宣以下の文書はそれ以前のことで、その後に関務の実質は明円が担うようになっていたことになる。ところが律明が照円らの「悪党人」に抱き込まれて関務を取り戻そうとしたため、明円も西南院所見状・興福寺論衆事書・公家や武家に進上した避状などを証拠文書として提出し訴訟が行われたが、六波羅北方の召喚に律明は応じなかった。さらに律明が同じ内容で検非違使庁に訴訟を起こしたため、明円側も謀略罪科であると反論して、検非違使別当万里小路藤房は嘉暦三年春には判決を下すとしたが、正月四日に律明が他界してしまったというのである。さらに律明は死の直前となる嘉暦二年十二月十日に、守護使「左衛門三郎・東大寺領兵庫関所雑掌の「讃岐国流人」少納言五師と結び、五師が保護する三郎太郎入道以下の「罪科人」が福泊で支払われるべき升米を押し取ったとされる。しかも少納言五師側はその罪を覆い隠すために、逆に明円側を狼藉行為で訴えており、東大寺側に訴訟の是非を問いただすべきだといっているのである。

以上の経緯から兵庫関と福泊関との対立の背景には、次のような複雑な要因が絡まっていたことが明らかになる。第一に福泊関務をめぐるのは、元亨年中から関務雑掌の明円側とそれを取り戻そうとする律明側の対立が続いていた。第二に明円側は六波羅北方常葉とよは（北条）範貞・撰津守護代小串貞秀と結んで、升米を支払わない船に兵庫嶋で実力行使を行うなど積極的に福泊関務を行っていた。第三にそれに反発する兵庫嶋住人は武家に訴訟を行ったが貞秀に実現を阻まれたため、東大寺を一方の当事者として担ぐことで権益回復を図ったことで、東大寺の関務が実質的に機能するようになったのである。

その後の兵庫

関と福泊関

東大寺の反発、律明の訴訟にもかかわらず、明円側の福泊関務が失われたわけではなかった。明円の訴えを受けた六波羅北方（摂津国守護）常葉範貞は、嘉暦二年（一三二七）七月十二日付で再び守護代小串貞秀宛に、商人・梶取らが升米を支払わずに兵庫嶋に逃亡するのは違法だとして、彼らを留めてまず福泊関所で升米を徴収しよう命じる文書を発給し、八月二十二日付で小串から大井藤内左衛門尉に執行手続きが行われている（東大寺一三二〇（三）（四））。この文書は東大寺側の正当性を示す証拠文書として伝来しており、兵庫嶋での福泊升米徴収は禁止されたという趣旨で解釈されている（同上二三九一）。しかしこの文書は明円側の申請により発給されたもので、福泊升米の先行徴収権は承認されているのである。先の明円申状とあわせてみても、六波羅北方・貞秀はあくまでも明円側に立っていたことが明らかである。

ところで貞秀の命令を受けた大井氏は、文書伝達経路からすると、兵庫嶋東西地頭のいずれかに相当する可能性がある。前述した正和四年（一三一五）に淀川・尼崎・兵庫嶋・渡辺などの関所で六波羅の執行手続きを担当した使節の一人にも、大井美作五郎の名前があった（同上二三六四（一））。この大井氏は武蔵国大井郷（東京都品川区）を本貫地とし、一族が東京湾岸・伊勢湾岸といった海上交通の要衝に所領を有する海の武士団の可能性が高い。大井氏に兵庫嶋地頭職が与えられたのも、その特性が考慮されたためではないか。もっとも東西地頭の固有名を伺わせるのはこの文書のみで、現地で活動していたのは地頭代の可能性もある。それでも海上交通と関わりの深い大井氏の名前が見えるのは興味深い事実であり、今後の研究の進展が期待される。なお第八章第一節2項で詳述されるが、建武期の長田神社領七町内の地頭職は品川孫次郎だったこ

とも注意される（『県史』一「長田神社文書」三）。地頭職が鎌倉期以来のものかは不明だが、品川氏は大井氏の一族であり、何らかの關係が推測される場所である。

それはさておき、明円が六波羅北方・撰津守護代の文書を得ている頃、今度は律明に有利な裁定が鎌倉幕府により下された。嘉暦二年八月七日付で良基の代官解任を認め、福泊嶋修築升米について、今後は律明が担当するように命じた文書が発給されたのである。これは八月から九月にかけて、六波羅北方常葉範貞・播磨国守護代小串貞雄・代官上月四郎左衛門尉を通じて執行された（『県史』七「興福寺文書」〔福智院文書〕六〇八）。ここには良基のみで明円の名前が見えないが、以後も両者は行動をともしており、明円も同じく解任されたと思われる。常葉範貞はこれを執行しており、明円と結んだ小串貞秀をかばいきれなかったのだろう。もっとも貞秀はなおも兵庫関への敵対行為を続けたようで、十一月に東大寺年預五師実専は幕府に命令してもらうため繪旨を請求すべきであると主張している（東大寺一三三三）。東大寺寺官らは常葉範貞のもとにも直接出向いて訴えたが、なおも非法は止まず、他人守護の国でも武家（六波羅探題）が取り締まるべきなのに、自ら管轄している国でこのような事態になっていると実専は批判している。この東大寺の主張は実現したようで、その後は貞秀の活動は見えなくなり、東大寺側は、貞秀が違乱行為の責任を代官久岐三郎左衛門尉にさせて通れ、兵庫嶋は守護使不入になったと主張している（同上三三九）。久岐は十二世紀に「撰津国要津」としてみえる神崎など五カ所の一つとしてみえる地名で、具体的な比定はできないが神崎川河口部と想定される（久岐今福御厨みくろの存在から尼崎市今福付近か）。そこを基盤としていた住人が貞秀の被官となり兵庫嶋で權威を振るったが、不利になったため切り捨てられたのだろう。

一方の律明側は幕府の裁定をうけて福泊関務を行ったようで、前述の明円申状にある十二月十日に律明が福泊升米を押し取ったとされる事件は、その一環と考えられる。その時の守護使としてみえる左衛門三郎は、以前にも良基らの兵庫嶋での濫行を差し止める遵行を行っている伊丹左衛門三郎のことで、以前からつながりのある武家を抱き込んだものだろう。また明円が「讃岐国流人」と批判する兵庫関雑掌少納言五師と律明には協力関係が成立しており、両関の共存が全く不可能ではなかったことがわかる。なお少納言五師に保護されていたという三郎太郎入道は、正和四年の「悪党」交名に兵庫住としてみえる三郎太郎と同一人物の可能性があり、現地雑掌がかつては対立した「悪党」を取り込んだのかもしれない。もっとも少納言五師による明円の狼藉行為への訴えは現地主導で行われたもので、明円申状を受けた春日社未季頭衆の問い合わせに対して、東大寺側は衆徒・院家は関与しておらず、訴訟は関所雑掌が勝手に進めたもので早急に問いただすと返答している（東大寺一三六八）。そのため未季頭衆評定は明円の主張を支持する決議を行い、それを受けて興福寺別会五師専憲も嘉暦三年二月十日付の文書で東大寺年預に訴訟の不当性を抗議している（同上二二一）。律明の死去により福泊関務をめぐる対立が解消されたため、興福寺側が明円の支援をためらう必要はなくなっていた。

一度は調査を約束した東大寺側も、すでに正月二十七日に東大寺八幡宮神人から、福泊雑掌良基が「所々悪党」とともに興福寺を背景に兵庫に乱入しようとしており、彼らを召し捕らえるよう東西地頭に命じるべきであるという報告がなされていた（同上二四三二）。良基・明円は二月二十五日には兵庫嶋に乱入したようで、東大寺衆徒も二十七日付で後醍醐天皇の諭旨を六波羅に下して執行してもらおうよう決議している（同上

一四二二。六波羅からは両使として渋谷・俣野が派遣されたが、福泊雜掌・春日神人は退散しなかったという報告がなされ、東大寺側の追求に使節は逆に用途（資金）を要求して、東大寺衆徒は「無理所望」として拒否したことが八月段階の史料から確認される（『東大寺文書之十一』二二八（七）（九））。ここから現地での問題解決は容易にはなされず、強制執行を担うはずの使節もさらなる資金を要求するのみだったことが知られる。福泊升米徴収そのものは興福寺側の正当な権利であり、紛争は長期化したと思われるが、史料はしばらく途絶えてしまう。元徳二年（一一三〇）四月になって、兵庫関に関して鎌倉幕府へ使者を派遣しようとしたところ、これを忌避する者があり、そのような勝手な振る舞いは厳罰に処すべきであると東大寺衆徒が決議している（東大寺一三九二）。ここから、福泊との対立は解決されるどころか東大寺側に不利に展開したため、使者となることを忌避する者があったことが知られるのである。

この間に興福寺側の福泊関務は「上人逝去」により門弟に譲与されたため、元徳二年三月の鎌倉幕府の文書で修固の有無と関務について調査するよう命じられ、この命令を翌年四月に六波羅が執行し、七月二十日に「浄信上人御房代官」に通告されている（『県史』七「興福寺文書」〔福智院文書〕九〇―一一）。明円申状による律明の死去は嘉暦三年正月四日で二年以上のブランクがあるが、律明の死により権利を継承した弟子浄信側が幕府に申請し、それが認められたものと思われる。

一方の東大寺側は正慶元年（一一三三）八月になって、福泊関雜掌良基・明円らが京都一条戻橋寺の律僧で恩徳院長老の覚妙房（じょうしん）静心を表に立てて、福泊関が興福寺一切経印板料所であるとして、兵庫嶋で福泊升米を徴収して関務を妨害しているとの訴状草案を作成している（東大寺一三九一・一三九三）。東大寺側は静

心が律明の譲与と称して院宣をかすめ取ったと非難するが、静心と福泊関務浄信は音が同じところから同一人物とされている（細川涼一『中世寺院の風景』）。すなわち浄信は福泊の勸進上人として律明の正当な後継者で、幕府文書にみえる代官とは良基・明円にはかならない。さらに東大寺側に伝来している訴状草案は、嘉暦二年に発給された六波羅探題による文書を証拠書類として挙げるのみで、嘉暦三年以後の事態には一切沈黙しており、訴訟の提起が後醍醐が倒幕に失敗して三月に隱岐に配流され、持明院統新政権が落ち着くと見なされた時期である点が注意される。中世社会において権力の交代時に政策の転換を求めて訴訟が提起されることがよくあり、この間、福泊関側が兵庫嶋で一定の権限を行使することは容認されていたと考えるべきであろう。

このように東大寺領兵庫関に対して、鎌倉期を通じて興福寺側が「悪党」の利用、福泊関務の行使などを通じて介入を続けており、激しい訴訟や実力行使の一方で、実質的には両寺の併存状態が続いていたと考えられる。第九章第一節で述べられる南北朝期以後の兵庫南北関の興福寺・東大寺による領有体制は、この状況を受けたものだったのである。

#### 4 東大寺の兵庫関経営

##### 嶋修固

2項で述べたように第一期の東大寺による兵庫関経営は基本的に雑掌ざっしょうに委ねられていたが、このうち応長元年（二三一）五月付で正月から三月までの三カ月分の用途決算文書が唯一残存し

ている（兵庫関一四）。それによると月ごとに百貫文で寺家分が三分の一、東南院検校分として三分の一が配分されることになっていた。ただし三カ月分の四分の一に相当する七五貫文が何らかの事情で検校分から差し引かれたため、残りは二五貫文となり去年繰越分を加えて六二貫三三二文が運営費用となった。このうち借物返済三〇貫文・嶋修理分五〇貫九一七文（九七〇文の誤りか）の三分の一として二七貫九九〇文が支出されたため、残額が三四貫三三九文になったというものである（計算上は三四二文だが、銭百文を九七文で数える省百法が利用されていたため三文の誤差が発生する）。ここから関銭収入から嶋修理のため多額の支出が行われていたことがわかる。

これは第二期の経営でも同様で、嘉暦二年（一三三二）閏九月に東大寺衆徒は「嶋事」について、①嶋修固料二〇貫文は以後は直接東大寺に納入すること、②「嶋堂」の費用のめどが付いたため木工頭に仮葺きをさせること、③東南院検校に三分の一を配分するよう財務を担当する油倉方に命じること、④二〇〇貫文の収益のうち公用分を油倉方に宛てるようにすること、⑤八幡宮造営はしばらく見合わせること、⑥八・九月両月分の二七貫六〇〇文を急ぎ納入するよう雑掌に指示すること、⑦福泊雑掌良基との対立に絡んで雑掌からの使者下向費用一貫文の支出要求を拒否すること、以上の七項目の決定を行っている（同上五八）。

最初の二カ条が嶋修固に関わる事項で、これが領主東大寺の責任で行われ、「嶋堂」＝現地の管理のための寺院（後の築島寺か）を建立しようとしていることがわかる。④の油倉方とは、鎌倉後期以後の東大寺の財務を担当した組織で（永村眞『中世東大寺の組織と経営』）、兵庫関からの収入を運用して、寺内金融全般に利用していた。嘉暦二年分のみで関方収入から計三七件、総額八〇貫二一〇文が借錢に宛てられていたこと

がわかる（東大寺一四一九）。

一方で⑦のように現地の雑掌は経営のみでなく、福泊関との対立など違乱に関する訴訟費用の支出も行わなければならなかった。嘉暦三年にも鎌倉幕府への使者派遣に関する費用を関銭から月二%の利子で借用して支出することを、兵庫関雑掌が東大寺に申請して、寺側の不利益にならないという理由で認められている（『東大寺文書之十一』二一八（八））。雑掌の地位をめぐって競合関係があったため、訴訟費用を自身の責任で借用することを決断したのではないか。雑掌への任用は多額の収入が見込まれる反面で、そうしたリスクも抱えていたのである。

関銭収入 鎌倉期の東大寺による兵庫関からの  
と用途 収入と支出の詳細がわかるのが、

元徳三年（一一三三）正月から翌正慶元年十月までの、年預が作成した収支決算報告書である

表14 元徳三年～正慶元年東大寺兵庫関収支決算表

番号	年紀	月宛	繰越	未納	臨時	定所	配分	残	嶋修因	備考
1	元徳三年正月	92500	0	7000	19447	11850	53901	296	0	残302
2	元徳三年二月	92500	296	4000	41946	46850	0	0	0	
3	元徳三年三月	102500	0	4000	31811	14050	31800	15836	5000	残15839
4	元徳三年四月									全額嶋修因（詳細不明）
4	元徳三年五月	72500	3983	4000	5280	12050	55233	-80	0	
5	元徳三年六月	52500	0	4000	0	14850	0	3647	30000	残3650
16	元弘元年八月	52500	0	0	0	19700	32928	-128	0	
5	元弘元年九月	82500	0	4000	69978	0	0	8519	0	残8522
5	元弘元年十月	29800	0	0	33120	0	0	-3320	0	
6	元弘二年正月	92500	0	4000	0	10150	78051	293	0	残299
7	元弘二年二月	92500	10293	0	15000	45150	42628	15	0	繰越は利分・正月未納含む
8	正慶元年三月	102500	15	0	25000	12550	34962	0	30000	残3
9	正慶元年四月	102500	10000	0	17047	10150	85300	0	0	残3
10	正慶元年五月	72500	0	0	15356	10150	46988	0	0	残6
11	正慶元年六月	52500	2500	0	15154	13150	26690	0	0	残6、7月分繰上
12	正慶元年七月	52500	4000	2500	13667	10150	30177	0	0	残6、7月分に繰上・利子償文
13	正慶元年八月	52500	2100	0	14267	10150	30177	0	0	残6
14	正慶元年九月	82500	0	0	12378	10150	59966	0	0	残6
15	正慶元年十月	85800	0	0	11527	10150	64120	0	0	-347

番号は『東大寺文書之二十』1316の枝番。単位は文。

(表14)。この間、元徳三年八月には後醍醐天皇が元弘元年に改元するとともに京都を出て笠置山に籠もったが、九月に幕府に捕らえられ翌年三月には隠岐に配流、四月に正慶元年に改元という政治的激動期であるが、元徳三年七月および元弘元年十一月・十二月分のみ欠けた計一九カ月分の状況がわかる。正慶元年末以降は畿内が本格的に内乱状態に突入するため、その直前のものということになる。記載方式は①月宛用途額・②繰越など・③「未納」・④「臨時所下」・⑤「定所下」・⑥「供料等配分事」に区分され(元弘元年九月・十月のみ③⑥が一括して記載され、作成者も年預の下位に位置する収納責任者である納所)、③⑥についてそれぞれ明細が記されている。

①月宛用途(雑掌から納入される額)についてみると、両年分が残存しているものは十月を除いて額が一致していることがわかる。これは雑掌との間で月毎の納入額が事前に取り決められていたことを示しており、請負制がとられていたことがわかる。元弘元年十月は他と比べて極端に少なく、軍事的激動が影響しているのだろう。それを除くと月宛は三・四月が最も高く、五月に減少し、六・八月が最少で、九月から上昇していることがわかる。夏場は水田耕作との競合から河川交通に制限が加えられており、収穫期には多数の労働力が必要とされただろう。それらが流通量見込みに応じて設定されたと考えられる月宛に影響しているのではないか。

③未納として計上されている四貫文は「置石方」分とされるもので、元弘二年正月分までは徴収できなかったが、二月分に正月分未納の納入が計上され(表14では繰越に記載)、以後はみられなくなる。置石については下り船Ⅱ兵庫以東からの船への課税とされるが、額は年中固定されており、ここでの詳細は不明である。

東大寺領兵庫関にこれが納入されるようになったのは元弘二年からのことで、何らかの変化があったのだろう。

④ 「臨時所下」は臨時支出のことで、元徳三年三月分の嶋修固（表14では分離して記載）、「嶋修固聖」が下向した時の用途を借用して返済分、関所に守護が乱入したのに対処するために蔵人法橋を上落させた用途分のように兵庫関に関わる費用も見られるが、同年正月分にみえる伊賀国黒田荘（三重県名張市）悪党への対応や、何度もみえる借物の返済など、それとは無関係なものも支出されている。なお嶋修固は毎月計上されるのではなく、必要に応じて一括して支出されるものだったらしく、元徳三年四月分宛は全額がそれに充てられている。翌年と同額なら一〇二貫五〇〇文に三月分繰越の一五貫八三九文を加えた額となり、かなりのものになる。翌年分では正慶元年三月の三〇貫文しか確認できず、臨時の支出が必要とされたのかもしれない。

⑤ 「定所下」は供料・寺僧などに定期的に支出されるもので、正慶元年四月以後は、二貫一〇〇文が仏聖供料に宛てられ、承仕三人に二五〇文ずつ、鐘突に三〇〇文、納所得分として六貫文、年預五師に五〇〇文、年預小綱に三〇〇〇文に固定される。

⑥ 「諸供料等配分事」は、諸法会供料および特定の寺僧、さらには公人・神人・巫女にいたるまで分配されるものである。こちらにも配分先はほぼ固定された一六、七カ所であるが、月宛総額が異なるため分配率はほぼ同様で配分額そのものは変動することになる。このように兵庫関からの収益は訴訟費用などの経費に充てられるとともに、寺内の諸階層に分配される仕組みになっていたのである。

しかし帰京した後醍醐は元弘三年六月に目録とともに関所そのものを全廃したため、東大寺による兵庫関経営も一旦は終焉を迎えることになった。その撤回を求める東大寺側の文書には、「土民等の押して申す」「彼所の人民の愁訴」とあり（兵庫関一一七）、兵庫嶋住人の中にも関所廃止を訴え続ける者があったらしい。後醍醐側は「升米一年中の員数」を申請すれば替所として荘園を与えたとしたため、東大寺は先の実態からするとかなり巨額となる、年間で「わずか三千余貫を過ぎざるか」とふっかけておきながら、その一方で荘園では運送の手間や損亡の恐れがあると替所に抵抗している。収入額は不明だが、替所そのものは与えられ、建武新政期に兵庫関が返却されることはなかった。

## 第四節 中世仏教の展開と変容

### 1 平清盛と千僧供養

法華経信仰と平  
氏・後白河上皇

仁安四年（一二六九）三月、平清盛は福原山荘の造営を進め、この地で千僧供養を行つた。導師には天台座主明雲あきぐもが招かれ、後白河上皇もこれに臨み、千人の法華経の持経僧を招いての盛儀であつた。清盛はこれ以降、承安二年（一一七二）三月、同年十月、承安三年三月、安元元年（一二七五）十月、同三年三月とあわせて六回の千僧供養を行っている。

承安二年三月の千僧供養は『古今著聞集』（釈教第二）に詳しく、後白河上皇自らが供養僧の一員に加わり法会が営まれた。奉行を平親宗がつとめ、諸院宮、上達部かんだちめ、殿上人てんじゆうじん、北面たちも布施を出し、諸国の人々も結縁けつえんのために針（釘）あるいは餅を供え布施とした。清盛の催した千僧供養は上皇から民衆までも巻き込んだ希代の大法会であり、権勢の表出の場であつた。浜の仮屋には千体の仏像がまつられ、四八壇の阿弥陀護摩も修された。西行の歌によれば千僧供養の夜には万灯会が催され（『山家集』）、昼夜ともに福原の地は仏国土の様であつた。

安元三年の供養では、千壇供養法が行われ、さらに法華經の千口の持經者供養が営まれた。千壇供養では後白河上皇が中央の壇を担当し、清盛もみずから千壇供養法を修した。法会には天台・真言の僧侶たちが数多く招かれ都には主立った人々は残っていなかったというありさまであった『玉葉』三月二十二日条。これら一連の供養は天台宗（顕教）と真言宗（密教）の僧侶を動員した顕密諸宗の法力を結集した法会であり、平清盛と後白河上皇の熱心な法華經信仰と密教への傾倒ぶりをうかがわせるものである。

承安四年四月、後白河上皇は天台宗の名刹である播磨国書写山（姫路市）に参詣し、如意輪堂に参籠している。この折に納められた札には、「南無平等大会法華經」（円教寺旧記）の文言とともに自らを「法華護摩二千余カ日行人」「法花誦誦二万二千八百余部行者」と称し、法華經への熱心な信仰を見ることができ。後白河上皇は出家した時、三井寺（園城寺）智証大師（円珍）の門流につながる天台僧となっており、天台宗の依拠する法華經の行者としての自負をうかがうことができる。

平清盛と 平清盛の千僧供養は後世にも様々な形で語られるが、中でも撰津国清澄寺（宝塚市）の慈心房

閻魔王

尊恵という老僧にまつわる話は有名である。尊恵はもと比叡山の学徒で、多年、法華經の持者

であった。比叡山の生活をきらい清澄寺に移り住み人々の信仰を集めたとされる。承安二年（一一七二）、閻魔王宮よりの使者が尊恵のもとに来て、閻魔王が主催する十万人の持經者を集めての法会に招かれた。

この後、尊恵は息が絶えるが翌日に生き返り、冥土での法会の様子を人々に語った。そのなかで閻魔王は尊恵に対して、太政大臣入道清盛は慈恵僧正の化身であり、「敬礼慈恵大僧正、天台仏法擁護者」と唱えて今後も往生の行を励むべしと言った（『古今著聞集』釈教第二）。一連の話から平清盛の法華經信仰への高い評

働がなされていたことがわかる。

延慶本『平家物語』ではより詳しく話が展開され、閻魔王が法華経による「滅罪生善、離諸悪趣」を説きこの文を尊恵に与えた。この時、尊恵は清盛の和田岬での千僧供養のことを告げ、閻魔王は清盛はただの人ではなく慈恵僧正の化身であり、天台の弘法護持のために生まれたのだとしている。

慈恵僧正とは延暦寺の座主を務めた良源のことで、十世紀後半、延暦寺に繁栄をもたらした人物で、右大臣藤原師輔をはじめ藤原北家の有力者と結んで帰依を受け、二六カ条の制式を定めて延暦寺の綱紀を引き締めた。同時に興福寺や園城寺との抗争にも積極的に関与して豪腕の座主として世間からの批判もあった。武装する僧侶集団を積極的に用い、後世、僧兵は良源のもとで整備されたともいわれている。

こうした良源の活動は鎌倉時代になると延暦寺の寺社勢力としての成長によって正当化され、武装や抗争を通して寺院の繁栄を築くことは正しいとされていく。森羅万象の中に悟りの世界をみる中世天台の本覚思想にも後押しされ、寺社の現実肯定・世俗的活動の象徴的人物として良源は信仰の対象ともなっていた。

十三世紀半ばには良源の像が摺写供養されたり、忿怒形の肖像彫刻も作成され、験力のある僧として信仰の対象になった。こうした良源信仰の高まる時期に平家物語諸本は形成されており、政治力・武力を合わせ持ち仏法も熱心に信仰した平清盛を良源（慈恵大師）に結びつける発想もこうした時代状況から生まれてくるのである。

平清盛は東大寺を焼き討ちしたことにより、仏法に仇なす悪人として描かれるが、延慶本『平家物語』のなかでは、こうした悪人も法華経の功德によって救済されることを説き、平氏の滅亡も善を勧め悪をこらし

#### 第四節 中世仏教の展開と変容



写真62 円教寺（姫路市）

めるために清盛が身を以て示したのだとしている。清盛の千僧供養と信仰は法華經の功德を説く説話として増幅されながら後世まで語り継がれていくのである。

### 2 顕密諸宗と法華經信仰

顕密の寺院  
と地域社会

奈良・平安時代以来の南都六宗・天台宗・真言宗の教線は、はやくから摂津・播磨の地にも及び、さらに鎌倉時代以降においても地域社会の信仰を集め繁栄を続けた。これらの宗派は中世になると相互に協同・融合し顕密八宗として国家的な仏事法会（ほうじ）を担当した。

鎌倉時代には確かに鎌倉新仏教と後世に呼ばれる諸宗派が生まれるが、宗派としての本格的な展開はもう少し後の時代であり、朝廷によって正統仏教として認定されていたのは顕密の諸宗であった。これらの宗派はお互いに対立する場面もあったが、平清盛の千僧供養にみるように国家を支える仏法として各種の法会を繰り広げ、公家・武家ともに顕密諸宗のもつ宗教的な力を大いに信頼していた。神戸市域にも数多くの天台宗・真言宗の寺院があり、これらの宗派の鎌倉時代における様相をみていきたい。

播磨国には性空を開山とする書写山円教寺が十世紀に開かれ、円教寺は院政期には『梁塵秘抄』に聖の住所として摂津の箕面寺（大阪府箕面市）・

勝尾寺（同上）とならび播磨の書写の山として謡われて、全国的に有名な寺であった。

性空は法華經の持經者として花山上皇や都の貴族たちの信仰を集めたが、彼のほかにもこうした法華經の持經者が多数おり、平安時代には播磨から摂津にかけていくつもの天台宗寺院が創建された。播磨には書写山円教寺のほか、八徳山八葉寺（姫路市）・増位山随願寺（同上）・妙徳山神積寺（福崎町）・法華山一乗寺（加西市）・蓬萊山普光寺（同上）が有名である。これらの寺々は天台宗文化圏を形成し栄えた。

十世紀から十二世紀にはさらに東の現在の神戸市域にも太山寺（西区）・如意寺（同上）などが創建された。石峯寺（北区）も現在は真言宗であるが、伽藍配置などから中世には天台宗寺院であったとみられる。以下、比較的史料が残り中世の様相をみることができると、藤原鎌足の子、定恵和尚の開創で八世紀の成立とするが（『県史』四「神社縁起類」

太山寺は縁起によると、藤原鎌足の子、定恵和尚の開創で八世紀の成立とするが（『県史』四「神社縁起類」〔摂津国〕二九）、十二世紀前半に天台宗寺院として伽藍が整備されたとみられる。薬師如来を本尊とし法華堂・常行三昧堂を備えて法華經への信仰と常行堂における念仏信仰を基本としたことがわかる。

太山寺がある伊川荘は平氏政権の時代には、その所領であったと考えられ、平氏滅亡後は没収されて、鎌倉時代には梶原景時が地頭兼預所あずかりどころになっていたようで、太山寺は梶原景時からの寄進も受けている（『県史』二「太山寺文書」〔京都大学〕四）。その後、地頭中原景親などの寄進も受けており（同上一九）、こうした地頭など地域を支配する武士層の帰依によって発展を遂げた。

梶原景時は四季大般若經転読の料田を寄進し、太山寺は天下泰平を祈るとともに地頭・領家以下の荘民の安穩を祈る寺として信仰されていた。中原景親は薬師如来・鎮守三社・五所護法の毎日の仏供のために田地



写真63 太山寺（西区）

を寄進して、荘内の安穩、官位の昇進、身心の安樂を祈っている。

承元二年（二〇八）八月二十七日、太山寺は大火にみまわれ伽藍のほとんどを焼失した。翌年の院主心進らの勸進状によれば、大講堂・釈迦堂・阿弥陀堂・鐘楼・食堂・宝殿（熊野・金峯・白山・護法）・拜殿があり、大般若経、五部大乘経、仏塔に納められた法華経などがあつたことがわかり、この地域の大規模な寺院としての様相をうかがうことができる（同上二二）。

寺僧たちは近隣の出身の僧も多かつたようで、鎌倉時代の様相をみると常住僧として六、七人の僧の名が書き上げられ、これが住僧の全部とは限らないが中核の僧であり、その中に学頭・院主・年行事などの役職があり、四名ほどで政所の下文を出している。鎌倉時代初頭に生きた琳秀という僧は、仏餉田を一町六段、太山寺に寄進してもらうよう檀越と交渉し、京都にも一〇回余り上つた。九歳で太山寺に入りその後四六カ年寺僧として様々な巡役を務めたとしている。寺内での法会と考えられる法華八講にも三〇年出仕していた。鐘を鑄造する時には費用を抑えることに成功したり、本堂修造の折にも奔走したとしている。また、個人的に大般若経の書写用紙の施入もしている（同上二一）。

また、実子をもつ僧侶も何人かいたようで、子に田畠を譲与している場合がある。寺僧は寺内に居住するばかりでなく里に住む場合もあり、里に妻子を置くものもあつたと考えられる。こうした場合、ややもすると寺田を寺僧の子孫が相伝する事態も生じて問題となつている（同上二六）。数少ない史料ながら、寺僧の生

活の側面を垣間見ることができる。

鎌倉時代末の弘安八年（一二八五）二月十九日に本堂・鐘楼・丈六堂が焼失して、九月には勸進が始まっている（『県史』二「太山寺文書」八）。この時期、播磨では悪党の跳梁もあつてか、武士や近隣住人の乱暴狼藉が止まず、これを停止するための六波羅御教書を得ている（同上九）。

太山寺は教学の面でも盛んな活動をしていたことがわかり、弘安二〜八年の叡山版の「摩訶止観」「止観輔行伝弘決」などを所蔵していた。前者は中国天台の祖智顛の著述、後者は中国天台第六祖の湛然の注釈書であり、天台宗の修行方法や教学の論争点を解説している重要な聖教である。なお、これらの聖教は織田

信長の延暦寺焼き討ち以後の復興過程で、天正十二年（一五八四）頃、青蓮院門跡尊朝法親王から比叡山横川恵心院に寄進するよう依頼があり太山寺はこれに応じている（同上七一）。

如意寺は、貞応三年（一二二四）の延暦寺政所下文案（『県史』二「如意寺文書」三）によれば、十世紀頃の創建と伝え、願西上人が建立したとす。東西一六町、南北一二町の寺域を有し、「往生之勝地、無縁之霊場」であるとする。平安時代以来、天台系の念仏信仰を實踐する僧侶たちの住む寺であったことがわかる。同時に不断の行法を行い、「天長地久・国土泰平」を祈る寺であった。比叡山東塔北谷の末寺であったが、この時期、承久の乱後の混乱で乱入する輩がいたため、延暦寺を通して朝廷の保護



写真64 如意寺（西区）

を得ようとしていた。この前年には播磨国司より国役の免除と国衙使こくがの入部の停止を命ずる庁宣を得ている(同上)。

如意寺の僧衆の確かな数はわからないものの、正応元年(一二八八)の如意寺の運営を定めた執務掟書(同上五)によれば、寺僧の役として毎年、油一斗、銭なら一貫文の負担を定め、寺僧の中で世俗の縁者と共謀して秩序を乱すものがあれば寺僧全体の群議によって処理するとしている。また、寺家内部の事柄、寺僧の進退、田地などの問題が生じた場合は、寺家としての文書によって成敗すると定めている。比叡山と同様の僧侶たちの集会によって自律的な寺の運営が行われていたことがわかる。

石峯寺の境内とその周辺では経塚があり、銅板製鍍金経筒・法華経巻第五が出土している。また、十二世紀前半の蔵骨器に使用されたとみられる壺が出土しており、石峯寺が平安時代以来の法華経信仰のもとの埋経や納骨が行われる聖地であったことがわかる。

温泉と寺院  
有馬の温泉寺(北区)に伝来していた文永八年(一二七二)八月三十日の銘をもつ銅製鍍金経

箱には、蓋表に「依閻魔法皇勸進奉納温山如法経」の文字があり、勸進僧俊尊がかかわったとされている。如法経は法華経のことであり、温泉寺も法華経信仰に支えられる寺であった。

蓋表にある閻魔大王が勸進した如法経というのは、宝塚市にある清澄寺蔵の「冥途蘇生記」(『泉史』四「寺社縁起類」〔撰津国〕七)を参考にするとその経緯がわかる。「冥途蘇

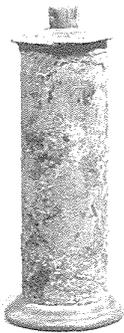


写真65 石峯寺経塚出土銅板製鍍金経筒(神戸市立博物館蔵)



写真66 温泉寺（北区）

生記」は二部構成になっており、前者は清澄寺の寺僧、慈心房尊恵（慧）の蘇生譚をもとにした福原千僧供養と平清盛にまつわる説話で、前項でみた説話と同様の内容を持ち、後者は温泉寺の如法経にかかわる話となる。後半の説話によると、慈心房尊恵は承安二年（一一七二）から安元元年（一一七五）の間に四回、閻魔王宮に招かれ法華経の千僧供養に加わった。閻魔王は金紙に金泥で書写した法華経十軸と金紙に書いた種子の両界一鋪を託して、摂津国有馬郡温泉山に如法堂（法華堂）を造立して経典を納めるよう命じた。尊恵の「何故、温泉山に経典を安置するのか」との問に対して、閻魔王は、温泉山は日本無双の勝地であり閻魔王宮の東門に当たるといい、本尊の薬師如来が人々の病を救うとその靈験を讃えている。

温泉寺については行基の開創と伝え、弘安二年（一二七九）の奥書をもつ「温泉山住僧薬能記」（伏見宮家九条家旧藏諸寺縁起集）には、行基による病人の救済と薬師如来を安置した堂舎の由来が述べられている。

また、鎌倉時代には、藤原定家など京都の貴族たちが上人湯屋を訪れ湯治を行っており（『明月記』）、温泉を管理する寺院と薬師信仰、さらに法華経信仰が重なり、有馬の湯は単なる湯治場ではなく宗教的な沐浴の場でもあったのである。有馬のみならず中世の温泉は、不治の病の人々が治癒を願ってたどりが着く場でもあり、閻魔王宮の東門との記述は、有馬の湯が死と生の世界の境界と意識され、治癒・再生を願う場とされていたことを意味する。こうした中世の温泉の在り方から僧侶たちが清澄寺尊恵の話をさらに拡大して、有馬



写真67 「冥途蘇生記」(清荒神清澄寺藏)

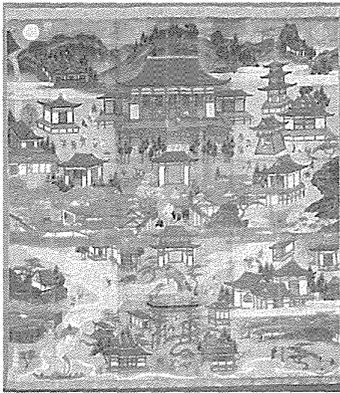


写真68 須磨寺参詣曼荼羅図(福祥寺藏)

の湯の靈験を強調していったといえよう。また、説話の背景には清澄寺と温泉寺の僧の交流も想定される。

このほか、海岸部近くの須磨寺(福祥寺)も現在は真言宗であるが、明応七年(一四九八)の沙門弘源の勸進状(『泉史』一「福祥寺文書」九)にみるように、仁和二年(八八〇)間鏡上人の開創と伝え、中世には比叡山東塔院西谷根本千手堂末の天台宗寺院であった。兵庫の能福寺は寺伝では最澄の開創と伝え、平清盛との関係が深く、先に述べた福原における千僧供養にも関係した天台系の寺院といえよう。

神戸市域のこうした天台宗寺院の広がり、京都・近江から摂津・播磨国にかけての天台宗の教線の展開の中に位置づけられる。近江の延暦寺・園城寺と京都の天台諸門跡、京都西山の三帖寺や九条家ゆかりの法華山寺、さらに西へ行くと神峰山寺(大阪府高槻市)・本山寺(同上)・箕面寺・勝尾寺(現在は真言宗)などの

寺々が展開し、神戸地域の寺院群さらに西には法華山一乗寺、書写山円教寺など播磨六坊が連なっていくのである。

神戸地域の天台宗の寺々は開創について様々な伝承を持つが、山林を分け入り修行生活を行う法華経の持経者たちによって次々と創建され、中世になっても繁栄していったのであった。

華嚴宗の 性海寺（西区）は東大寺末華嚴宗の寺で、京都高山寺の

性海寺 明恵高弁の師である景雅の兄弟弟子、如幻を開山とする

『県史』二「性海寺文書」一一。如幻は、南都において法相宗を学び、後には東寺の真言宗の法を相承して、小野流の血脈を承けた。如幻は遁世して、三十五歳の時にこの地に来て性海寺を開いたという（同上五）。本尊には如意輪観音を安置して、顕教・密教の興隆をはかった。

如幻は保安元年（一一二〇）、七十二歳の時この地で往生を遂げたという。遁世の学僧によってこうした山寺が開創されたことは注目される。

鎌倉時代になると性海寺は京都榎尾高山寺との関係が強まっている。建久七年（一一九六）には住僧らが乱行僧の居住を禁じ、寺僧たちが坊の敷地を私領化することを禁じた寺院内の取り決めを定め、寺領として東西二〇町、南北一〇町を殺生禁断の地としている。この寺法制定には神護寺・高山寺を復興した文覚もかわっていたとみられる（同上）。文覚は源頼朝の帰依も受けた、当時有力な僧であった。寛元二年（一一二

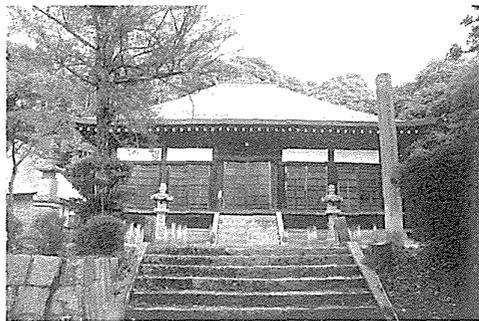


写真69 性海寺（西区）



写真70 近江寺（西区）

このように、鎌倉時代においても顕密諸宗の寺院の勢力は大きく、朝廷からの保護もあり、公家の祈願所となっていた。これらの寺々には、多数の寺僧らが住み、周辺住民・領主らとの相論もあるものの、周辺村落出身の寺僧もおり、地域社会においても重要な地位を占めていたのである。

四四）三重塔も完成して伽藍の整備も着々と進められたことがわかる。性海寺は京都の権門との関係も強め、寛元三年には近衛家の祈願所となり、さらに後醍醐上皇の祈願所となっている。この前後、播磨国宣などを受けて盛んに寺領内での漁撈・狩猟の禁止や樵夫の往来を禁じており、寺領が周辺住民に侵されることがあったため、性海寺側が権門・朝廷との関係を強めてこれを保全しようとしていた。

性海寺に近接する近江寺（西区）は、行基の弟子、離念の開創と伝える（「峯相記」『真史』四「寺社縁起類」〔播磨国〕一）。鎌倉時代もふくめてその動向はよくわからないものの、院宣や播磨国宣を受けて、所領の安堵や祈禱の命令を受けており、性海寺と同じように顕密系の寺院として栄えたとみられる。

### 3 西大寺叡尊の教化

叡尊の授

戒活動

鎌倉時代後期になると寺院社会にも新たな時代の波が押し寄せてくる。その中でも影響が大きなのは叡尊を中心とした律宗の動きである。叡尊は京都醍醐寺で出家し、密教僧として出発するが、その後南都で法相宗を学び戒律の復興を志し、西大寺を中心に活動を始めた。嘉禎二年（一二三六）、東大寺法華堂において覚盛らとともに自誓受戒し、具足戒を持つ僧侶として新たな宗教運動を展開した（金剛仏子叡尊感身学正記、以下、叡尊の事績はこの史料による）。同じく受戒した覚盛は唐招提寺を拠点に活動を行っていく。叡尊や覚盛の活動は単なる古代の律宗の復興というのではなく、戒律を守り仏法を興しさらに衆生を救済するという興法利生の活動であり、南都の戒律を中世的な仏教運動へと転換したものであった。

叡尊は大和国額安寺（奈良県大和郡山市）・長谷寺（同桜井市）などをはじめ、和泉国家原寺（大阪府堺市）・河内国道明寺（同藤井寺市）・叡福寺（同太子町）・西琳寺（同羽曳野市）・撰津国四天王寺（大阪市）などで戒律の講義を行い多数の僧尼や在俗の人々に戒律の重要性を説いた。正式な僧尼に授戒を行い、出家者としての戒律に基づいた修行生活を遵守する教団の形成を進めた。また、女性の宗教者としての活動を認めて尼寺が各地にできた。

在家者に対しても軽微な戒律の遵守を勧めて信者として位置付け教団を拡大していった。さらに世間から疎外されていた非人にも八斎戒の受戒を勧め、非人を文殊菩薩になぞらえて供養の対象として施行を行い、

衣食を支給して救済活動を展開した。叡尊や弟子の忍性の活動は僧尼のみならず民衆をも巻き込んだ宗教運動になったのである。

叡尊は真言密教の法会ほうえを営むとともに一切経会や光明真言の読誦を勧め、密教に立脚しながら広く顕密の法会を修した。また、叡尊は奈良時代の行基の業績を高く評価し、その民衆のための活動を手本として行基の旧跡を復興することも行った。このほか、聖徳太子信仰や文殊信仰などを積極的に採り入れていった。こうした活動は広く顕密諸宗の支持を集めるものでもあった。

叡尊の宗教活動に対しては、公家のなかにも信者が出現し、葉室定嗣は叡尊を戒師として出家して京都西郊の葉室浄住寺を律宗の末寺とした。後には龜山上皇・女院・撰閑家をはじめ公家たちの帰依も受けた。

叡尊の名声は、はやくから鎌倉の北条時頼の注目するところとなり、弘長二年（一二六二）には鎌倉に招かれていた。関東にはこれより先に弟子の忍性が入り、北条氏をはじめとした武家の帰依を受けていたのであるが、叡尊たちの教えは東国にも広がっていった。

モンゴル襲来と

叡尊の名声をさらに高めたのは文永ぶんえい・弘安の役、すなわちモンゴルの襲来に際しての祈

異国降伏祈禱

禱であった。弘安四年（一二八二）、叡尊は石清水八幡宮において七日間昼夜不断の祈禱

を律僧三〇〇余人、南北二京の僧五六〇余人を率いて行った。尊勝陀羅尼の読誦、最勝王経・仁王経各百部の読誦、一切経の転読とまさに仏法の総力を挙げての祈禱であった。この折、モンゴル軍の船団は大風によって破損、退去し、日本は思わぬ勝利を収めた。「西大寺光明真言縁起」には叡尊所持の愛染明王像が持つ鐺かざら矢が八幡宮から飛び出してモンゴル軍を滅ぼしたと伝え、この後、叡尊の祈禱の力は様々な説話を生み出し

て賞賛された。この時期、叡尊と律宗はまさに時代を代表する仏法であった。

こうした名声のもと、叡尊はさらに広範な撰津・播磨国の寺々から招かれることになり、叡尊は高齢ながらも「興法利生」のため各地におもむいた。

建治元年（一二七五）、叡尊、七十五歳の秋には、河内国枚岡社で百余人の僧を率いて大般若経転読や理趣三昧、仁王会などを行い、異国降伏を祈り、あわせて受戒を行った。さらに四天王寺をへて撰津国住吉社でも枚岡社同様の法会を営んだ。同年八月五日には、僧衆一二〇余人と共に河尻（尼崎）燈籠堂で法会を行い、翌日には三六人に菩薩戒を授けた。その後、海路西宮に向かい広田社に参詣、同社でも同様の法会を執行している。叡尊の活動は著名な寺社を舞台に活発に繰り広げられた。

叡尊の撰津

弘安四年（一二八二）、叡尊八十一歳の年、正月には石清水八幡、二月は河内教興寺、四天王

・播磨教化

寺薬師院をめぐり、二月二十七日、撰津国生瀬宿にいたり、二十八日には播磨国岩峯寺（北

区）に到着、「梵網経」に説かれる十重禁戒を講じた。すなわち不殺生・不盗・不婬・不妄語・不酤（注）酒・不説罪過・不自讃毀他・不慳貪・不瞋恚・不謗三宝を人々に説いた。また人々が戒律に照らして自省する布薩会を催した。

三月四日には本堂で一八〇五人の人々に授戒した。さらに法会に列した人々のなかから、殺生禁断の誓いを立てるものもあり、領主である平時俊と代官がそれぞれ文書を出した。石峯寺の領内として東西三里、南北二四、五町が殺生禁断の場とされた。これは仏教的な意味があると同時に、石峯寺にとっては周辺の領主や住民から領域を侵犯されないための手段でもあった。叡尊を招聘することは仏法の興隆と共に寺院の所

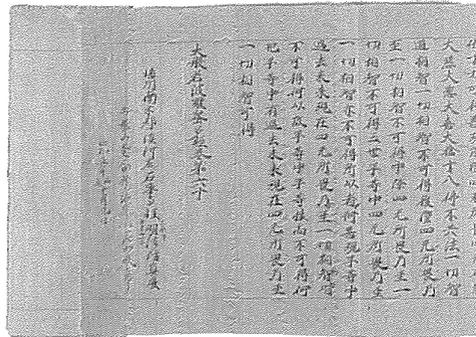


写真71 石峯寺大般若経（石峯寺蔵）

領の安定にもつながり、公武の尊崇を受ける叡尊を招きこうした法会を催せば、朝廷や武家からの保護を受けることもできたのである。叡尊はこの地に七日まで留まり授戒や法会を続けている。

石峯寺では鎌倉時代末から南北朝時代にかけて大般若経の写経活動が行われている。中世社会において大般若経六百巻は荘郷の鎮守社や寺院で盛んに転読されて地域社会の安穩を祈る經典であった。

大般若経六百巻を揃えることは多大な財力と人力を要するものであり、石峯寺がこうした役割を果たす寺院として地域に重きをなしたことを示している。また、吉川荘若宮社に納められる經典が石峯寺で書写され、こうち康応元年（一三八九）の奥書のある経巻が後世、福知山市の威光寺にもたらされている。

叡尊は三月七日に湯山（有馬）温泉寺に着き、八日は堂供養、十九日には二一人に菩薩戒を授けている。二十日には摂津国多田院にいたり、二十四日まで滞在、四三二人に菩薩戒を授けている。これ以降、有馬には律宗の影響が強まり律宗寺院がつくられていく。

先にもてきたように有馬の温泉は鎌倉時代の縁起のなかでは行基の慈善救済事業とからめて語られており、行基への信仰を重視する律宗にとって有馬の温泉は民衆救済の実践の場としてふさわしいところであった。温泉は不治の病の人々が訪れ療養する場でもあり、病によって共同体から排除された人々が旅の目的地とす

る場でもあった。

弘安八年、八十五歳の叡尊は播磨国法華山一乗寺の僧徒に招かれている。一乗寺は天台宗の名刹で、僧徒はここ二、三年の間、熱心に叡尊の播磨国への教化を求めており、度々使者の僧が叡尊のもとに来ていた。

一乗寺の僧徒は、殺生禁断の起請文きしやうもんを叡尊のもとに出して律宗の教えにならうことを表明していた。先の石峯寺と同様、天台宗寺院が熱心に叡尊の戒律復興の運動に共鳴していたことが注目される。

叡尊は七月二十三日に西大寺を出発、淀津に到着、二十四日は葦屋五郎左衛門尉重仲の家に立ち寄り、翌日はこの地で一三九人に授戒した。二十七日には明石に着き、二十八日一乗寺に入った。七日までの間に「梵網經十重戒古迹」を講じ、曼荼羅供を営み、二二二四人に授戒している。

八月八日には賀茂社領林田莊（姫路市）で塔供養を行い、さらに加古川の聖徳太子ゆかりの刀田寺（鶴林寺）、大蔵谷を経て十一日に兵庫に到着、十重禁戒を説き、十三日に安養寺で九七二人に授戒し、殺生禁断を誓う文書を提出させている。また、兵庫にいた遊女ら一七〇〇余人にも、毎月日を決めて戒律を守って身心を清浄に保つ持齋を勧め、遊女の境遇に従い不定期な六斎日でよいとして、一日でも二日でも戒律を守り行いを慎むように説いた。叡尊の広範な人々への教化のありさまをみることができる。十四日には曼荼羅供を修して石塔供養を行っている。兵庫内のどの地点での供養かの記載はないが、現在も残る伝清盛塚は律宗の影響下の石塔ともいわれることから、この塔供養とする説もある。ただし、台座の銘は弘安九年二月である。この後、叡尊は鍛冶島を経て十六日に西大寺に帰った。兵庫の能福寺はもとも天台宗寺院で平清盛が剃髪した寺との伝承を持つが、この頃は律宗寺院であったようで、かつて叡尊筆の「光明真言念誦次第」を所蔵し

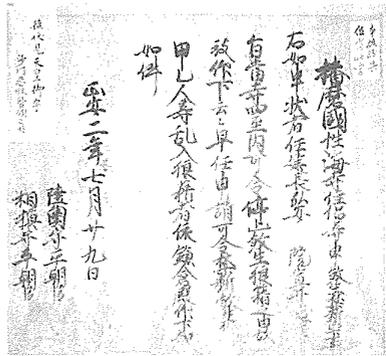


写真72 関東下知状案（性海寺文書）

ていた。また当寺の範円律師は律宗を学び、後醍醐・後村上天皇の護持僧になったといわれる（『能福寺記録抄』）。南北朝時代には西大寺末の寺院として記録されている（『西大寺末寺帳』）。

性海寺においては、正安二年（一三〇〇）七月二十九日付の関東下知状案（『県史』二「性海寺文書」一五）がのこされており、建長・弘安の院宣にもとづいて性海寺領域内での殺生禁断が認められ、周辺住民の乱入狼藉を禁じている。この文書の発給については叡尊の弟子である忍性が奔走したようであり、性海寺は関東祈禱所として位置づけられた（同上二六）。性海寺は鎌倉時代はじめて以来、殺生禁

断の地として播磨国国宣などで認められてきたが、絶えず周辺住民の乱入に悩まされていたようであり、律宗の撰津・播磨への教化の影響下、仏教の戒律に基づく殺生禁断の地として周辺住民に再認識させることを意図したといえよう。撰津・播磨の顕密系寺院は、律僧たちが鎌倉幕府との密接な関係を持つことから、律宗の教化に浴することにより幕府の保護も得ようとしたのである。律宗の活動は、顕密諸宗寺院の体制強化にもつながったのである。

#### 4 浄土系諸派の展開

##### 法然と証空

兵庫津が交通の要衝であったことは言うまでもないが、様々な形で宗教者が往来することになる。浄土宗の祖と仰がれる法然房源空（以下法然）は、もともと延暦寺で学ぶがその教説に満足せず、専修念仏の教えを展開する。従来の念仏信仰ならば顕密諸宗も念仏による往生行は容認できるところであったが、法然の教説は、念仏の一行を重視して他の修行方法、諸行を否定した。

これに対して元久元年（一一〇四）、延暦寺の大衆は念仏の停止を朝廷に訴え、翌年、興福寺も与するところとなり法然らの処罰を要求した。法然はこれに弁明したが容れられず、ついに建永二年（一一〇七）土佐に配流となった。鳥羽より淀川を下り、摂津経ヶ島（兵庫津）にいたり、播磨国の高砂、室津を経て讃岐に到着した。『法然上人行状画（絵 図）』によれば、兵庫津の村里の男女老少が数多く法然と結縁したとされる。さらに高砂の漁夫たち、室津では遊女たちが法然の教えを受けたとされる。『法然上人行状画（絵 図）』は法然が没した後、九十年余りたってからの編纂であり、こうした高僧伝の常としていくぶん潤色はあろうが、配流の途中で法然が教化を広げ、民衆がこれを受容したことは事実であろう。

法然門下からは西光房弁長の鎮西義、隆寛の多念義、幸西の一念義、親鸞の真宗義、超西の九品寺流、善慧房証空の西山義が出るが、浄土宗としてその後、発展するのは鎮西義と西山義である。貞和四年（一一三四）頃に書かれた「峯相記」においてもこの両派が法然門下の有力な門派であるとしている。西山義の派

一遍の教えも広がっていくのである。一遍ははじめ筑前にいた西山義の聖達のもとに入門し、さらに同派の肥前の僧華台の弟子となっている。



写真73 宅原荘跡の現在（北区）

祖、善慧房証空は、建暦二年（一一二二）法然没後、慈円の譲りで西山善峰寺北尾の往生院（三鈷寺）に移り住み、ここを拠点に善導の著述など浄土教の講説を行った。証空は、九条道家などの公家の帰依も受け、後嵯峨天皇に円頓戒を授け、宮中でも度々教えを講じている。

証空は、仁治二年（一一四二）摂津国生瀬に浄橋寺（西宮市）を開いた。この地は西国街道を経て、丹波・播磨へ向かう分岐点であり、湯山（有馬）へ向かう時の武庫川を渡る交通の拠点であった。証空は武庫川に橋を架けて浄橋と名付け、寺の名ともしたといわれている。

京都西山三鈷寺の荘園として、有馬郡宅原荘（北区長尾町）があり、荘内には末寺の蓮華寺があった。浄土宗西山義の教えは播磨方面にも広がり、念仏の教えを地域に定着させた。こうした状況のもと、時宗の祖

## 5 一遍と時宗の聖

一遍の生涯  
と布教活動  
中世には、諸国を廻り、それぞれの信仰を広めて歩いた多くの民間の聖むじがいた。そのほとんどは歴史に名を残すことなく消えていったが、生前高い人気を集めたのみならず、死後、

その門流が一大教団を形成し、後世に大きな影響を残した聖として、時宗の宗祖となった一遍房智真（以下一遍）を挙げることができる。一遍は、よく知られるように、兵庫の観音堂で最期を迎え、その地に建てられたとされる真光寺（兵庫区松原通）には、墓塔にあたる五輪塔が立つ廟所が残る。

では、まず、一遍の生涯と布教活動のありさまから見よう。一遍の伝記史料としては、没後十年目の正安元年（一二九九）に、近親とされる（異母弟、甥、従弟、実子など諸説ある）聖戒が作らせた『一遍聖絵』（原本は国宝。以下『聖絵』と略）と、嘉元元年（一二三〇）頃宗俊によって編纂された『遊行上人縁起絵（遊行縁起）』（原本は現存せず、模本のみ。以下『縁起絵』と略）との二つの絵巻が最も基本的なものといえる。ただし、後者は全一〇巻のうち最初の四巻だけが一遍の伝記で、あとの六巻は一遍の高弟で時宗教団を確立した真教（他阿弥陀仏）の伝記となっている。ここでは、特に断らない限り、前者によりつつ、話を進める。

一遍は、延応元年（一二三九）、伊予国の豪族河野通広の子として生まれた。十歳の時に母と死別した一遍は、父の命で出家して随縁と名を改め、九州大宰府の聖達のもとに送られて、聖達や同門の肥前国清水（佐賀県小城市）の華台から浄土宗を学んだ。随縁に替わる智真の名は、華台により命名されたという。聖達・

華台はともに浄土宗西山義の派祖善慧房証空の弟子であったので、一遍は西山義の教義を学んだことになる（この意義は後述する）。弘長三年（一二六三）、父の計を聞いた一遍は、故郷に戻って還俗し、十年近くにわたって世俗の生活を送るが、ある時、真に発心を起こす機会あって再び出家を遂げる。文永八年（一二七二）の春に信濃善光寺に参籠し、同年秋より三年にわたる伊予国窪寺（愛媛県松山市）の庵室での念仏三昧の修行を経て、念仏による救済についての独自の理解に達した一遍は、すべてを捨てて人々の救済につくすことを決意した。そして、浮名郡の菅生の岩屋（愛媛県上浮穴郡久万高原町）に参籠して修行を重ね、文永十一年二月、生涯にわたる遊行（全国を布教して歩くこと）の旅に出発する。

伊予国を出た一遍は、まず四天王寺（大阪市）に参籠し、ここで「南無阿弥陀仏」と刷られた紙の札（名号札、念仏札）を配って人々に念仏を勧めることを始めた。これを賦算といい、以後、一遍の布教活動の重要な軸となる。ただ、当初一遍は、彼の勧めに応じて信心を起こして念仏を称える者に札を渡していたが、高野山への参詣を経て訪れた熊野本宮で、「お前が念仏を勧めることによってすべての人が極楽往生できるのではない。昔、阿弥陀如来が悟りを開いた時に、すべての人の往生は念仏によってなると決まっているのだから、相手に信心があるうがなかるうが、区別なく念仏札を配りなさい」という熊野権現の神託を受け、信不信を超越した念仏の救いの力に阿弥陀信仰の境地を深め、また自らの布教方法について確信を得た。これを一遍の成道（さとり）といい、時宗ではこの時を開宗の時と定めている。

成道以後、兵庫で亡くなるまでの一六年間に、一遍は北は奥州江刺（岩手県奥州市）の祖父河野通信の墓から、南は大隅正八幡宮（鹿児島県霧島市）に至る全国を人々に念仏を勧め歩いた。一遍の布教は、当初、彼

一人の孤独な活動であったが、やがて、のちに後継者となる真教（他阿弥陀仏）を始めとして、彼のもとに入門して弟子となる者が現れた。こうした一遍の門弟を時衆と呼ぶ。時衆とは、現在ただ今を臨終の時と思つて真剣に念仏を唱える仲間の意、一昼夜六時（晨朝・日中・日没・初夜・中夜・後夜）に行う六時念仏を絶え間なく行う仲間の意など、諸説ある。そして、時衆を連れた遊行の旅の中から、彼らとともに鉦や鉢などを叩いて踊りながら念仏を称える踊り念仏が生まれ、これも一遍の布教活動の重要な軸となつていった。

#### 一遍と兵庫

さて、『聖絵』による限り、一六年間に及ぶ遊行の旅の中で一遍は二度、神戸市域に足跡を残している。一度目は、弘安九年（二二八六）で、この年一遍は、四天王寺で別時念仏を行つたのち播磨国へ向かう途次、兵庫で光明福寺の方丈と和歌の贈答をしている（『聖絵』巻九一三段）。ただ、この兵庫滞在については、『聖絵』にも右の記事しかなく、詳しい事情はわからない。そして、二度目が、一遍最期の年、正応二年（二二八九）である。

この年六月、一遍は、阿波国大島の里河辺（徳島県吉野川市）で病を得るが、翌月そのまま淡路島の福良（南あわじ市）に渡り、淡路二宮（現大和国魂神社、南あわじ市）と志筑の北野天神社（現志筑神社、淡路市）に参詣した後、七月十八日、明石に渡った。この間、一遍の病状は悪化が進んでおり、死を悟つた彼は、かねて敬愛する、播磨賀古駅（加古川市）の北辺に草庵を結び念仏に明け暮れた沙弥教信ゆかりの印南野（加古川市く明石市に広がる台地）で臨終を迎えたいと願つたが、そうこうしているうちに、兵庫から迎える船を送つてきた。そこで一遍は、人々を救済するためなら自らの進退は縁にまかそうと、そのまま船中の人となり、兵庫に渡つて観音堂に身を落ち着けることになつた（『聖絵』巻一一一―一三段）。

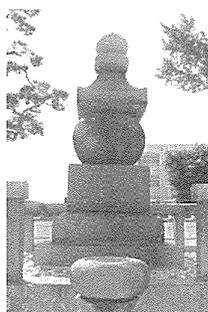


写真74 一遍墓塔(兵庫区)

一遍の兵庫での日々は、『聖絵』巻一一四段〜巻一二に詳しい。八月二日、一遍は観音堂で法談を行い、遺誠を残した。その場には、先名前の見えた光明福寺の方丈と、因幡の蓮智上人とが列席し、脇に控えた聖戒が法話を記録した。聴聞の道俗は数知れなかったという。十日には、持っていた経典を書写山(円教寺、姫路市)の僧に渡し、ほかの書籍

などはすべて焼き捨てた。ついで十七日には、人々がもう臨終だと騒ぎ、一遍自身、聖戒に対し、こうして生きていても自分のため人のため無益である、寿命に任せて生きていた方がよいか、それとも自分から臨終した方がよいかと問い、聖戒や光明福寺の方丈がこのままでいるのが人々の利益だと答えるということがあった。さらに二十一日には、時衆による踊り念仏のあと、結縁衆(一般の信者)を退けて時衆ばかりを側に集めたため、臨終かと人々が大騒ぎとなったが、時衆も退けたことによりやく静まった。

八月二十二日は、西宮神社(西宮市)の神輿が和田岬に神幸する祭礼の日であった(『聖絵』では、二十一日のこのようにも読めるが、『縁起絵』が二十二日とし、次に述べるように他の史料でも神幸は二十二日とされるので、このようにした)。この行事は、早くには『山槐記』治承四年(一一八〇)八月二十二日条に見え、神人・氏子が多数供奉する神輿行列が、往路は海路で和田岬の御旅所に至り、復路は陸路で還御する盛大なものであったらしい(『西宮市史』第一巻)。この際、兵庫の住民が供奉するしきたりになっていたようで、「在地人」、すなわち兵庫の地の住人の中務入道という者が、今日一遍が臨終すれば在地の者は神輿の神幸のお供に参れな

いと申し入れてきた。一遍はそれでは今日は日延べしようと答えている。そして一遍は、この言葉の通り、

同日神幸に先んじて彼のもとを訪れた西宮神社の神主に最後の十念（一十念称名。念仏を一〇回称えること）を受け、やはり結縁に訪れた播磨の淡河殿（おち）という婦人に最後の念仏札を与えると、翌二十三日の辰の始（午前七時頃）、晨朝（しんちやう）の法要の最中、静かに息を引き取った。享年五十一歳であった。なお、この時、一遍が二日の遺誠で戒めていたにもかかわらず、時衆と結縁衆のうちに、観音堂の前の海に入水してその後を追った者が七人（『縁起絵』では六人）いた。

一遍の兵庫没　かくして、一遍は兵庫で没することとなつてをめぐって　たのだが、ここではその背景について少し

考えてみたい。そこで、まず、最期の場所となつた観音堂に注目しよう。この観音堂は、単なる兵庫にあつた観音堂ではないように思われる。先に、西宮神社の神輿の和田岬神幸にあたって、兵庫の住民が供奉するしきたりがあつたことを指摘した。これは、この時期、港町として発展を遂げていた兵庫において（本章第三節参照）、住民の間に、海神として信仰を集めた西宮大神（蛭子命）を祭るための組織が生まれてい



写真75 兵庫観音堂での一遍の法談（『一遍聖絵』）  
（清浄光寺蔵）

たことを示すとみてよいだろう。その基盤には、住民による日常的な結合、言いかえれば住民の共同体が存在したように思われる。一遍のもとを訪れた「在地人」中務入道とは、その組織なり共同体の代表にあたる人物であろう。そして、観音堂での一遍の臨終によって兵庫の住民が神幸に供奉できなくなるということから、観音堂と兵庫の住民の共同体が密接な関係にあることがわかる。鎌倉時代後期の十三世紀後半頃より、各地の村や宿（交通集落）で、住民が集集して維持・運営する「村の惣堂」「宿の御堂」などと呼ばれる宗教施設が確認できるようになるが、この観音堂は、兵庫の住民が共同で支えるいわば町の惣堂であり、兵庫の信仰のセンターともいうべきものだったのではなからうか。よって、兵庫から船を送ってそこに一遍を迎え入れたのも、人々の総意に基づく行為であったはずである。

では、彼らが観音堂に一遍を迎えたのはなぜだろうか。一遍の勧める念仏の教えに共鳴した、ということもあろう。ここでは、先に一遍没前の日々の出来事を詳しく紹介した中で、彼の臨終を巡ってたびたび騒ぎが起こっていたことに注目したい。

布教開始以降、一遍は賦算や踊り念仏を通じて次第に支持を広げていったが、あくまで念仏を勧めて歩く遊行の聖の一人でしかなかった。しかし、弘安五年（一二八二）三月、鎌倉入りを図って幕府により阻止されるものの、鎌倉外での布教は許され、路傍での念仏勧進に鎌倉中の道俗が集まり、片瀬の浜（神奈川県藤沢市）の地藏堂滞在のおりには貴賤の道俗が雨や雲のように参集するほどの大成功を見せた頃から、人々の一遍を見る目は大きく変わり始める。すなわち、『聖絵』は、片瀬の地藏堂において、紫雲が立って花が降るといふ奇瑞が起こり、このちは、折りにふれてこうした奇瑞があったとする（巻六一一段）。

奇瑞あるいは瑞相は、紫雲が立ち、妙なる音楽が鳴って花が降り、芳香が満つる、といったものを典型とし、阿弥陀如来の来迎や人の極楽往生の際などに現れ、当時の人々はその光景を眼前に見ることで、極楽浄土、あるいは阿弥陀如来による救済の存在を感じることができた。したがって、一遍の周りでたびたび奇瑞が起こるようになったとされることは、人々の間に、一遍を単に念仏による極楽往生を説くのみならず、奇瑞を引き起こし、極楽浄土をかいま見せることのできる特別な力を持った聖とする観念が広まっていったことを示している。この点にかかわっては、一遍は勢至菩薩（阿弥陀如来の脇侍にあたる菩薩）の化身とみなされるようになったとも言われるが、ともあれ、これ以後一遍の名は、こうした観念を伴いつつ世に知れ渡るようになり、行く先々で奇瑞を求める人々に熱狂的に迎えられるようになっていく。観音堂で人々が一遍の臨終を巡って騒いでいたのも、やはり彼の臨終に極楽往生の際現出するに違いない奇瑞に立ち会うことを望んでいたためにほかならない（千々和到「立ち上る紫雲」・伊藤博明『一遍聖絵』と紫雲）。

以上より、ここではまず、一遍の兵庫没は、兵庫の住民が、地域の信仰のセンターとしての観音堂に勢至菩薩の化身たる念仏勧進の聖・一遍を迎え、その往生の場に起こるであろう奇瑞に結縁することを願った結果と考える。同様のことを望んだのは、彼らだけではなかっただろう。あるいは、兵庫の人々は一遍の「争奪戦」に勝利したのかもしれない。

光明福寺の方　さて、いま一つ、一遍の兵庫没にかかわって注目すべき存在が、「光明福寺の方丈」といふ人物である。「方丈」とは、寺の住職をいう。この人物は、一遍の最初の兵庫滞在の時

から和歌の贈答をする親交があって、観音堂での一遍の法談の場に因幡の連智上人とともに臨席し、一遍が

臨終を口にした際には、聖戒とともにそれをとどめる役を果たすなど、一遍との浅からぬ関係が窺える。いたい、どういった素性の人物なのだろうか。

方丈は、兵庫の寺院の住職であるから、既存の宗派のいずれかに属する存在と考えられる。そこで思い浮かぶのは、一遍が浄土宗西山義の僧として出発したという事実である。この事実については、従来の研究では、一遍の思想・教義について語る際に言及されるにとどまっていたが、近年、一遍や聖戒をまずは西山義の僧としてとらえ、西山義の人的ネットワークの中で彼らの活動をとらえる視点が提起されている（戸村浩人「一遍の思想形成」等）。とりわけ、このネットワークと和歌の密接な関係が指摘されていることに注目すると、一遍と和歌の贈答を行っていた方丈は、やはり西山義の僧ではないかと思に至る。ちなみに、一遍は方丈とのやりとりの直前に、尼崎で土御門内大臣定実と和歌をやりとりしているが、この人物もやはり西山義とかかわりの深い人物なのである（三枝暁子「一遍聖絵」成立の背景）。

浄土宗西山義は、前項にみたように摂津く播磨にかけて教線を広げており、兵庫にも拠点を持つに至っていたことは十分に想定可能である。加えて、この西山義については、関東において、相模国神奈川（神奈川県横浜市）を始め、水上交通の拠点に教線を展開したことが指摘されており（高橋慎一郎『中世の都市と武士』）、ひるがえって、たとえば中世から存在した摂津・播磨の同派の寺院を見ても、播磨国飾磨津（姫路市）の光明寺や高砂の時光寺、同じく十輪寺など、やはり水上交通の要所に立地している寺院が多い（『兵庫県史』第二巻）。この立地条件は、兵庫にもあてはまることはいうまでもない。

以上から、兵庫の光明福寺の方丈は、浄土宗西山義に属して早くから一遍と深いつながりを持ち、その兵

庫招聘にも関わったと推定できるのではなからうか。なお、彼とともに一遍の法談に同席した因幡の蓮智上人も、永和元年（一三七五）・四年成立の浄土宗の系譜『吉水法流記』『法水分流記』に、西山義深草派の顯意（道教）の弟子として見える蓮智ではないかと思われ（牧哲義『吉水法流記』『法水分流記』の翻刻とその研究第一部資料編）。後者によれば顯意は伊予国の川野執行（一遍と同じ河野氏か）の息子で、一遍の師聖達の継子となっており、一遍と非常に近い関係にある）、これが正しければ、右の推定はより確かなものとなろう。ともあれ、一遍の兵庫没の背景に、浄土宗西山義のネットワークの存在を加えることができるように思われる。

#### 光明福寺

光明福寺の方丈の素性に触れたところで、「光明福寺」という寺院についても考証しておこう。について

この寺院については、従来の一遍や地域の仏教史の研究では、ほとんど触れられることがなかった。それは、この名の寺院は市域に現存せず、管見の限り、『聖絵』以外この名を伝える史料も残されていないことによる。しかし、この寺院について知る手がかりは意外なところにある。

明治四十四年（一九一）刊行の神戸市と周辺地域の史誌『西撰大観』下巻神戸市之部第四仏閣の能福寺の項には、「魚御堂舊蹟」の記事とともに、一枚の扁額の写真が掲載されている。魚御堂は、南北朝時代、足利尊氏・直義の陣所となり、湊川合戦で戦死した楠本正成の首実検が行われたことでも知られる兵庫の寺院で（第八章第一節参照）、中世末に廃絶したが、江戸時代以降現在に至るまで、その名は長く語り継がれてきた。その魚御堂の記事が能福寺の項に含まれているのは、廃絶後、本尊千手観音像が同寺に移されていたからであり（太平洋戦争の戦災で焼失）、扁額もこの旧魚御堂本尊のもののだが、近世に作成されたらしいこの扁額の写真をよく見ると、「魚御堂本尊千手観音」とある両脇に「福原莊順禮／第三十三番」「光明福寺

荒廢後／安置于当能福寺」(傍点筆者)とあるのが読み取れる。すなわち、この扁額の表記に従えば、魚御堂Ⅱ光明福寺ということになる。そして、これは、別の史料からも裏付けられる。江戸時代初期に書かれた西撰周辺の名所案内記の兵庫の部分を見ると、明暦三年(一六五七)の「撰津名所地図」(神戸市立中央図書館蔵)に「魚御堂 皇后興福寺屋敷」、寛文十二年(一七二二)の「撰津名所記」(生田神社蔵)にも「魚御堂 大唐山皇后興福寺屋鋪」とあり、当時魚御堂(跡)は「皇后興福寺」とも呼ばれていたことがわかる。この奇妙な「こうごうこうふくじ」という寺名は、「こうみょうふくじ」が変化したものに相違あるまい。

以上のように、魚御堂こそが光明福寺であった。おそらく、光明福寺の通称が魚御堂だったのだろう。しかし、当時もっぱら通称で知られており、正式名は人々に馴染まなかった。結果、寺が廃絶すると、その記憶は早々に曖昧になり、ついには忘れ去られて通称のみが今に伝えられるに至ったらしい。なお、魚御堂Ⅱ光明福寺とすると、魚御堂の場所については「今の新川のもと須佐野橋のあった付近を、土地の人はギョノンド(魚の御堂?)と言っているから、その辺りか」(『神戸の史跡』)といわれるので(兵庫区切戸町付近)、観音堂の地に真光寺が建てられたとの通説に従えば、魚御堂Ⅱ光明福寺と観音堂は比較的近接していたことになる。光明福寺の方丈が観音堂にたびたび姿を見せるのも納得できよう。

淡河氏と

時宗

次に、今度は『縁起絵』にもよりつつ、一遍死後の時衆の動向を見ておこう。一遍は生前「我が化導は一期ばかりぞ」(教えを説くのは私一代だけのことである)と述べ、新たな宗旨の開祖となる意志を持たず、自らの死とともに時衆にピリオドをうつことを心に決めていた。よって、後継者を定めることもしなかったから、残された時衆は、もはや頼むべき指導者もよるべき指針もなく、互いに極楽浄土

での再会を約して別れ別れとなった〔聖絵〕巻十二―十三段。

かくして瓦解した時衆のうち、真教を中心とする者達は、念仏を唱えながら一遍の後を追って臨終を迎えようと、丹生山（北区山田町）へと分け入って行った（以下『縁起絵』巻五―一段による）。山を越え、谷を隔てたある所に朽ち崩れた寺（極楽浄土寺という）を見つけ、ここで暫く念仏していると、そこに山麓の粟河の領主が尋ねて来て、念仏札を望んだ。先に、一遍が最後に札を与えたのは、淡河殿という婦人としたが、領主はこの女性の夫で、妻から一遍とその会下の時衆の話を聞いて彼らのもとを訪れたらしい。この淡河の領主とは、北条氏の一族で、当時播磨国美囊郡淡河荘（北区淡河町）の領主であった淡河（平）時俊（なお、この時俊は弘安四年（一二八二）の叡尊の石峯寺来訪の際、殺生禁断を誓う文書を出した人物である）という説が有力である（下田勉「時宗と淡河氏」〔同（統編）〕・今井雅晴『一遍と中世の時衆』）。

淡河の領主に対し、真教は、一遍はすでに亡くなったので札を頂くことはできないと告げたが、領主は、こうして結縁したい者がいるのですから、是非札を下さいと懇願した。これを聞いた真教は、結局領主に自分の所持する札を与えることになる。一人に札を与えた以上、ここで死ぬわけにはいかない。亡き師一遍同様、人々への布教と救済に努めるほかない。真教は淡河の領主に札を与えたことで死を思いとどまり、新たな時衆の指導者として、遊行賦算を始めることを決意した。こうして、皆で臨終に赴く筈であった時衆は、真教を指導者として再出発することになったのである。この真教の率いた時衆がやがて教団として形を整えるに至り、その末流は時宗遊行派と呼ばれ、時宗の主流派として今に及んでいる。

ところで、真教らの時衆は、なぜ臨終の場所に丹生山を選んだのだろうか。一遍が没した際、後を追って

#### 第四節 中世仏教の展開と変容

海に身を投げた時衆もいたから、彼らもそうしてもよかつたはずである。この点については、一遍が丹生神への信仰を持っていたから（金井清光『一遍と時衆教団』）、当時丹生山を霊場と見る思想があつたから（大橋俊雄『時宗の成立と展開』）といった説が言われてきた。これに対し、近年、そもそも臨終とは表向きの理由にすぎず、彼らが丹生山を目指したのは、始めから真教に対する淡河の領主の招請に依つてのことだつたという説が出されている（砂川博『中世遊行聖の凶像学』）。本説に従えば、右の真教と領主のやりとりは、仕組まれたものだったということにもなるが、真教はこの後ほぼ半年近く淡河に逗留し（下田勉前掲論文）、領主から深い帰依と厚い処遇を受けたらしいことを考えると、ありうる話のように思われる。ともあれ、いずれにせよ、丹生山での淡河の領主との接触が、時衆にとつての大きな転換点となつたことに変わりはない。

かくして、神戸地域は、時宗にとつて、開祖一遍が没した地であるとともに、高弟真教（他阿弥陀仏）を中核とする教団としてのスタートを切つた地であるという、きわめて深いゆかりを持つ場所となつたのである。



写真76 他阿真教と淡河の領主の会見（『遊行縁起』）  
（真光寺蔵）

一遍の墓を建  
てたのは誰か  
ここで、時計を少し巻き戻そう。一遍は亡くなる前、門弟が自分の葬式を執り行うことは許さず、遺骸は野に捨ててけだものに施せとし、ただし「在家のもの」に結縁の志があれば構わないと遺言した。そして実際に、没後「在地人等」が供養したいと申し出、観音寺(堂)前の松の木のもとで一遍の遺骸は茶毘にふされ、「在家のともがら」の手で墓所が作られた。ここにいう「在地人等」

「在家のともがら」とは、一遍を観音堂に迎えた、兵庫の住民たちであろう。『聖絵』巻十一―三段には、五輪塔と等身の一遍像を納める堂(御影堂)が描かれており、これが彼らが作った墓所で、ここに見える五輪塔こそが、現在真光寺の一遍廟所に残る五輪塔(一遍墓)であると考えられている。

ところで、この五輪塔は二メートル近い高さを持ち(後補の基壇と反花座は除く)、造立にかなりの費用を要したと思われることから、塔を立てたのが兵庫の住民で間違いなければ、彼らの経済力を物語るものといつてよいが、最近山川均は、自身の石造物に関する調査研究をふまえて、この塔の成り立ちに関わる次のような興味深い説を提起している。すなわち山川は、まず、一二九〇年代前半、箱根山中や生駒山東麓に一結衆(名主層⇨有力百姓から構成される念仏信仰で結ばれたグループ)により造立された石仏や石塔が西大寺流律宗配下の石工の手によって作られていることを指摘し、造立の背景に、忍性を中心とする西大寺流律宗が、石仏・石塔の造立を媒介として、名主層を主体とする念仏信者たちを一結衆という形で取り込んでいこうとする動きを推測した。そして、一遍廟所の五輪塔(一遍墓)が生駒山東麓に建てられた五輪塔と酷似し、造立にあたったと覚しい兵庫の住民たちの姿が一結衆の姿に重なることから、この塔についても、忍性が一遍の七回忌にあたる永仁三年(一二九五)に「兵庫の地の新興階層である住民——在家のともがら——を一結衆

という念仏系の宗教的媒介を通じて掌握する目的で彼らに一遍墓の造立を勧め、自らの配下の一流石工を派遣することでこれを支援したのではなかっただろうか」としている（山川均「一遍の墓は誰がたてたか」）。

西大寺流律宗は、派祖叡尊の頃より、当時勢力のあった念仏信仰者をいかに引きつけるか意識していたといわれ（追塩千尋「叡尊における密教の意義」）、本節3項に見たように、弘安八年（二二八五）の叡尊の来訪前後より兵庫周辺に影響を及ぼしていた。よって、忍性の関与はともかく、兵庫周辺の同流の関係者が、地域の信仰のセンターである観音堂で亡くなった念仏勧進の聖・一遍の七回忌を迎える兵庫の住民たちに墓（五輪塔）の造立を働きかけ、それを通じて彼らの組織化を図ろうとした可能性は否定できないように思われる。

一遍の観音堂での往生が兵庫の住民の記憶に深く刻み込まれたのは確かであろう。しかし、遊行を本旨とした一遍は滞在地に拠点を設けなかったし、あまつさえ、一遍没後、時衆は一旦瓦解していたから、彼の往生は兵庫に時衆（宗）の勢力が根付くことにはつながらなかった。西大寺流律宗が一遍墓（五輪塔）造立に関わったのが事実であれば、まさにこうした事態を象徴するものといえよう。兵庫を始め、各地に時衆（宗）の拠点となる寺院（道場という）が設けられるようになるのは、真教を中心とした時衆の再出発以後のことである。特に兵庫の場合、正安三年（二三〇一）八月、真教がこの地を訪れ、観音堂で一遍の十三回忌法要のために七日間にわたる別時念仏を修し、「貴賤の結縁、道俗の値遇、その数を知らず」という盛況をみたことが画期となったように思われる（『縁起絵』巻一〇―一段。なお、ここでは一遍の御影堂は描かれるが、墓（五輪塔）は見えない。これは、塔が時衆（宗）のかかわるものではないことを暗示しているのかもしれない）。兵庫の遊行派の流れに連なる寺院としては、真光寺のほか、満福寺（兵庫区東柳原町）と長楽寺（尼寺。廃寺）があり、

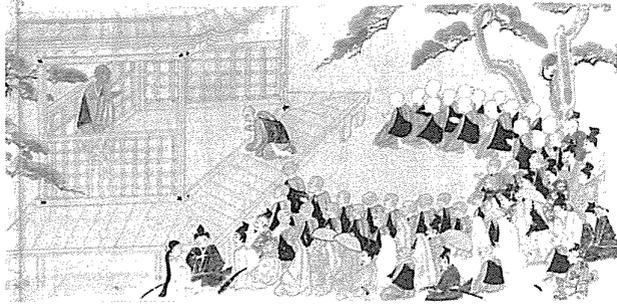


写真77 兵庫での他阿真教の一遍十三回忌法要（『遊行縁起』）  
（真光寺蔵）

後世のものであるが、元禄五年（一六九二）の調査にかかる「撰州兵庫津寺社改吟味帳」（宗国金平氏所蔵文書）によれば、後二者はともに延慶年中（二三〇八〜一一）、他阿上人（真教）の開基、真光寺は、開基は一遍上人で「式百三拾五年以前長禄年中（二四五七〜六〇）中興之住持大徳院覚阿弥」とされている。一遍の開基はありえないから、「中興」とあるのが実際は道場としての開基ではなからうか。なお、真光寺については、このほか、真教が当寺を建て、伏見天皇（在位一二八七〜九八、院政二二九八〜一三〇一・一三〇八〜一三）に上奏して寺号真光寺と勅額を賜ったという伝が知られる（『一遍上人年譜略』（江戸時代初期成立）に初見か）。右の「中興」以前、こうした事実があった可能性もあるが、いずれにせよ、真教が観音堂で別時念仏を修したという『縁起絵』の記事から、その地に建ったという真光寺の成立が彼の兵庫来訪に先立つことはあるまい（真光寺には、前身とされる観音堂にまつわる開基伝承もあるが（『撰陽群談』

元禄十四年刊）ここでは触れない）。

国阿と葉

仙寺

いま名の挙がった遊行派の寺院とは別に、兵庫で時宗の古刹として知られるのが葉仙寺（兵庫区今出在家町）である。葉仙寺は、同じ時宗でも霊山派に属し、同派と国阿派両派の派祖となつ

た国阿という人物が関わって時宗寺院となったとされている。やや時代が降るが、この国阿と葉仙寺についてもあわせてここで述べておこう。

国阿は、最も信頼性の高い伝記史料とされる、永正十年（一五一三）八月付の「雙林寺縁起」（『大日本史料』七―七七）によると、正和三年（一二三四）、播磨国の住人箸崎国利の子として生まれ（俗名国明）、文和四年（一二三五）出家して国阿弥陀仏と号した。以後、念仏を勧めながら、伊勢神宮・熊野三山と京都の間を何度も往復し、当時盛んであった伊勢・熊野信仰と密接に結びついて支持を広めた。ただ「雙林寺縁起」は、国阿と一遍を祖とする時宗教団との関係については一切触れていない。この点に関して、十七世紀中頃に原本が成立した「国阿上人絵伝」（『定本時宗宗典』下巻）は、国阿は遊行七代託阿に帰依したとするものの疑わしく、国阿自身は本来時宗とは系譜の異なる遊行の聖であったが、江戸時代までにその門流が時宗の傘下に組み込まれるに至ったというのが正確なところのようである。ともあれ、室町時代後期には、靈山派・国阿派の本寺にあたる京都東山の靈山正法寺・雙林寺が国阿の流れを伝える寺院として知られていたらしいので、当時この門流が独自の勢力を持っていたことは疑いないところだろう（林謙「時宗国阿・靈山両派祖国阿弥陀仏伝記史料の再検討」、大橋俊雄前掲書）。

葉仙寺は、寺伝や以下紹介する縁起類では天平十八年（七四六）行基の開基で、もと天台宗であったとい、平安時代作の葉師如来坐像と朝鮮李朝時代作の施餓鬼図（ともに国指定重要文化財）を所蔵するが、史料不足から、中世以前の歴史は不明な点が多い。国阿門下に入った（時宗となった）経緯につき、先述の「国阿上人絵伝」では、乱世で住持もなく衰微していたところ、貞治四年（一二三五）に国阿が真光寺の一遍墓

所で二夜三日六時念仏を修した際に当地の「守護地頭」<sup>(原文ママ)</sup>が同寺を献上、国阿はここに移ってしばらく念仏利益したのち、弟子の直阿弥陀仏を置いて再び修行に出たとする。一方、寺に伝わった、やはり近世の作らしい絵巻「撰州矢田部郡兵庫津和田医王山薬仙寺縁起」(『薬仙寺縁起』所収。ただし、絵は収録されていない。以下「縁起」とする)では、兵乱で衰微していた寺を真如という聖が復興、のち、国阿が当寺に立ち寄り人々に念仏を勧めた際(年代は不明)、真如が国阿の門弟となって名を直阿弥陀仏と改め、寺も天台宗を時宗に改宗したとある。これらはいずれも後世の作であり、相違する部分もあって記事をそのまま信じることはできないが、「撰州兵庫津寺社改吟味帳」(前出)によれば、当時の薬仙寺の塔頭七院のうち、大光院は「三百貳拾壹年以前応安年中(一三六八〜七五)」の住僧直阿弥が二代目、荷松院・慈眼庵は「貳百七拾九年以前応永年中(一三九四〜一四二八)」の住僧直阿弥の中興とあり、また、境内には「中興初代直阿上人墳」と伝える五輪塔があつて(もとは墓地にあつたという)、室町時代のもととされているから(川辺賢武『神戸の石造遺品』)、国阿自身が兵庫に來たかはともかく、彼が活動した南北朝時代から室町時代初期にその教線が兵庫に及び、時宗薬仙寺が成立したこと、その初代が真如(直阿(弥陀仏))という人物であることは事実と見てよいと思われる。

時宗薬仙寺の成り立ちをめぐって

立ちをめぐって

薬仙寺の東南には、昭和六年(一九三二)に鴨越墓地(北区山田町)に移転するまで、「外墓」と称する兵庫の人々の共同墓地があつた。ここは、元禄九年(一六九六)の「撰州八田部郡福原庄兵庫津絵図」(種井家所蔵)では「千僧」と記されていて、かつてはこう呼ばれたことがわかる。この「千僧」については、絵図の描かれた江戸時代前期には、行基が開き、法然が讃岐国へ配流

の途次ここで無縁の亡魂の供養のため法会を修した「千僧寺」の跡という伝承があったが（『兵庫名所記』宝永七年（一七二〇）刊）、「千僧」は各地で墓地を表す地名として見えるので（川辺賢武『兵庫の『千僧』と『小千僧』と僧行基の『船息院』』）、まずは、古くからの墓地・葬地であり、附属する何らかの寺堂的な施設が存在し、それが「千僧寺」を称していた可能性はあるものの、この地そのものが寺跡というのはあくまで後世の付会とすべきと思われる。ここからは、室町時代以後の五輪塔が発見されており（同上）、中世の墓地で個々の墓に永久的な墓標を建てるのが一般化するのには室町時代中期以降とされるから、その起源は南北朝期、あるいは兵庫に町場の発展が見られた鎌倉時代後期にさかのぼる可能性があるだろう。

さて、立地から、薬仙寺と「千僧」には何らかの関わりが想定されるが、この点、注目されるのは、薬仙寺が「千僧寺」に関わる縁起を伝えることである。すなわち、「縁起」には、法然は千僧寺に立ち寄ったあと薬仙寺で先の法会を修し、その縁で千僧寺の本尊地藏菩薩が同寺に移されたという記事があるのに加え、薬仙寺は、「縁起」のほかに「燈籠谷萬年山千僧寺（薬仙寺）醫王山之開山像」（傍点筆者）と題する「縁起」に登場した真如（直阿）の肖像を伝え、さらに千僧寺の縁起なるものまで所蔵していた（『薬仙寺縁起』所収。ともに近世のものか）。真如の肖像の賛では、天台宗（薬仙寺）の住持三七世真如坊が、山内の「療病院」に来てここを念仏道場とした国阿に帰服し、直阿と名を改めて時宗薬仙寺の開山となり、千僧寺の供養導師を務めたとし、千僧寺の縁起は、法然の法会の伝承に加え、本尊地藏菩薩の由来や靈験譚など独自の内容を持ち、国阿は同寺に来てここを念仏道場としたとする。「千僧寺」が「千僧」に付された単なる伝説か、「千僧」の附属施設として実在したかはともかく、薬仙寺がこうした縁起を伝えてきたという事実は、薬仙寺が「千僧」と

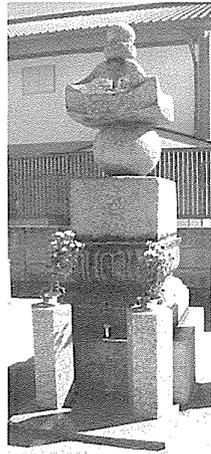


写真78 興中寺伝薬仙寺  
五輪塔上人直代初  
墳墓(兵庫区)

なつて葬送に携わっていたのではなからうか。この点は後述する。

また、葬送への関与という点に加えて、薬仙寺の性格を考える上で興味深いのが、右に紹介した真如の肖像の賛が、国阿が山内の「療病院」に來たとすることである。これについては、「縁起」にも、真如は国阿に帰依する以前「悲田院・療病院を模して飢渴をすくひ、病痾をいやす事員をしらず」という共通する内容の記事が見られ、真実を伝えている可能性が高いように思われる。これらが事実なら、国阿門下に入った頃の薬仙寺は、山内に悲田院(非人・乞食など貧窮者や孤児の救済施設)や療病院(病者、特に癩病者の収容施設)か。金井清光『中世の癩者と差別』の機能を持っていたということになる。

以上、後世作られた縁起からの推定ではあるが、国阿門下に入った(時宗となった)頃の薬仙寺は、「千僧」での葬送・供養に関わるとともに、癩病者を含む非人、乞食といった貧窮者や孤児等の救済にも携わっていたらしいことを示した。残念ながら、これを同時代の史料で確かめることはできない。ただ、やはり後世のものであるが、「摂州八田郡福原庄兵庫津絵図」(前出)の薬仙寺の一角には「ヒシリ」(聖)が見え、この聖はおそらく、薬仙寺のもので「千僧」での葬送に当たった三昧聖(の末裔)と考えられること(彼らの拠

密接な関わりを持ってきたことを示しているといつてよいだろう。そして、その関わりとは、具体的に「墓地・葬地としての「千僧」の管理と、そこでの葬送や供養であろう(なお、もし「千僧」の附属施設として「千僧寺」が存在したならば、薬仙寺と一体と

点が「千僧」の附属施設としての「千僧寺」ではなかったか)、同じく、薬仙寺の西には中世、非人の集住地である非人宿の後身と考えられる「夙村」が見えることは、一応の裏付けとなろう。国阿は葬送と深い関連をもっていたことが指摘されており(大橋俊雄前掲書)、「国阿上人絵伝」には癩病者の救済に関与したことを示唆する記事もある(金井清光前掲書)。国阿の門流と薬仙寺はこうした点で結びついたようである。

先述のように、兵庫は鎌倉時代後期には港町として発展を遂げていたと見られるが、その頃から、遅くとも時宗薬仙寺が成立した室町時代初め頃までには、近世兵庫津の南西の町外れにあたり、中世においても兵庫の南の周縁であっただろう薬仙寺付近は、兵庫の人々の葬地・墓地となるとともに、兵庫に集まってきた非人や乞食等の流亡の人々のたまり場にもなっていたようである。なお、その一端は、すでに『聖絵』において、観音堂の前(観音堂の地に現在の真光寺が建つとすれば、薬仙寺からそう遠くない場所になる)に、乞食や非人の姿が描かれていることに窺うことができる(巻一―四段)。薬仙寺の成り立ちは、こうした港町兵庫の発展の陰の部分をかいま見せてくれるように思われる。